

内閣府

行政事業レビュー「公開プロセス」

議事録 2日目

6月4日（金） 9：30～12：30

事業名

- ・ 食品安全確保総合調査費
- ・ 経済社会活動の総合的研究に必要な経費
- ・ 地域再生の推進のための施設整備に必要な経費

●食品安全確保総合調査費

○松元官房長　それでは、定刻となりましたので、「内閣府本府行政事業レビュー『公開プロセス』」の第2日目を開会させていただきます。

それでは、早速、議題の1「食品安全確保総合調査費」に入らせていただきます。

この議題、とりまとめ役は、泉健太内閣府大臣政務官をお願いいたしております。

本日のコーディネーターは、熊谷先生をお願いいたしております。それでは、熊谷先生、よろしくをお願いいたします。

○熊谷コーディネーター　皆さん、おはようございます。内閣府2日目ということで、私は今日初めてですので、どうぞよろしくをお願いいたします。

政局が大変なときであります。レビューとしては所期の目的を達成するためにしっかりと作業させていただきたいと思っておりますので、評価者の先生方、それから説明者の内閣府の皆さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず1つ目の食品安全確保総合調査費についての議論をお願いしたいと思います。御説明を5分程度でお願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長　食品安全委員会でございます。よろしく申し上げます。食品安全確保総合調査費について説明する前に、本調査の理解促進のため、食品安全委員会の設立の背景や役割について簡単に御説明させていただきたいと思っております。

日本の食糧自給率は約40%にすぎません。我が国は多くの食品を海外からの輸入に依存しておりまして、輸入する食品の品目や輸入先は多様化・広域化してございます。他方、国内ではBSEとか腸管出血性大腸菌O-157といった新たな危害要因があらわれまして、また遺伝子組換え技術が食品開発に利用されるなど、食生活を取り巻く環境が大きく変化しております。

こうした情勢の変化に対応するため食品安全基本法が制定されまして、食品の安全性確保のための規制や指導を行う厚生労働省や農林水産省などのリスク管理機関から独立いたしまして、科学的知見に基づく客観的かつ中立・公正なリスク評価を実施する機関といたしまして、平成15年7月に当食品安全委員会が設立されました。このため、本事業の開始年度は平成15年度からとなっております。

食品安全委員会の役割ですが、食品と一緒に摂取する可能性のある残留農薬などにつきまして、どのくらい深刻に人の健康に悪影響があるのかなどを科学的に評価することです。このため、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識のもとで、本調査事業などを活用しつつ、最新の科学的知見を可能な限り収集・整理いたしましてリスク評価に反映させているところでございます。また、リスク評価に国民の声を反映し、その透明性・信頼性を確保するために意見交換会等のリスクコミュニケーションを行っているところでございます。それでは、資料に基づきまして事業の説明をいたします。3ページ目でございます。

食品安全委員会がリスク評価等の業務を行うために必要な調査といたしまして、食品に係るさまざまな危害要因に関するデータの収集・整理・解析等の実施、及び効果的なリスクコミュニケーションを実施していくために必要な意識調査等を実施することが目的でございます。ここで言うリスク評価というのは、例えば人がある物質を毎日、一生涯にわたって摂取し続けて

も、現在の科学的知見から見て健康への悪影響がないと推定される 1 日当たりの摂取量を設定することです。また、危害要因というのは、農薬とか動物用医薬品、食品添加物などのことを指します。

次に、事業概要でございます。リスク評価の観点から、優先順位の高い特定の危害に関しまして、食品安全行政機関等が保有するリスク評価情報等の危害情報、危害の発生及び対処事例についての海外報道情報、各種文献における危害の毒性メカニズム、曝露評価等の情報につきまして網羅的に収集し、整理・解析するとともに、効果的なリスクコミュニケーションの手法等を調査・実施しているところでございます。

実施状況でございますが、21 年度につきましては、デオキシニバレノールなどのカビ毒あるいはナノテクノロジーの利用、リスクコミュニケーションの効果などの優先順位の高い 13 課題を選定いたしまして、一般競争入札により実施請負者を決定し、調査を実施しております。なお、選定した調査課題につきましては、調査概要、調査実施機関等をホームページで公開いたしております。

次に、予算の状況について説明いたします。予算額は、事業の執行状況等を考慮しつつ、19 年度の 3 億 500 万円から、21 年度には 1 億 7,600 万円へと減額してきております。この結果、事業の執行率は 58% から 82% へと着実に上昇している状況でございます。なお、19 年度の事業執行率が低いのは、同年度からの一般競争入札の導入に伴いまして事業の執行がやや遅れまして、円滑に事業が実施できなかったことによるものでございます。また執行額が予算額に満たないのは、緊急に調査を行うべき事態が生じた場合に備えまして、予算を一定程度留保しておくということに配慮しているためでございます。

次に、支出先・用途の把握水準・状況でございます。本調査事業におきましては、一般競争入札により請負業者を決定いたしまして、文献調査や汚染実態調査、意識調査を行っております。文献調査におきましては、あらかじめ調査・収集する文献数を指定してございまして、例えば海外の文献を 200 集めてきてくださいとか、そういうことでございます。それに、汚染調査においても調査件数を指定してございまして、更に専門家及び職員による検討会を開催いたしまして、これらの文献などの精査も行い、必要な水準が確保されるよう適正な執行に努めているところでございます。

意識調査につきましても、あらかじめ調査規模等を指定しているほか、有識者と職員による検討会を開催して、調査方法や調査結果について検討を行い、適正な執行に努めているところでございます。

見直しの余地でございますが、19 年度より企画競争契約方式から総合評価落札方式に見直しを行うとともに、過去の予算執行率等を踏まえまして予算額の減額を図ってきているところでございまして、今後とも適切な執行に努めてまいりたいと思っております。

次の 4 ページ目をお開きください。

平成 21 年度は、図のとおり 13 課題について調査を実施しております。1 課題につきまして最低 400 万円から最高 2,600 万円までとなっております。同一業者が複数の調査を行っている例がございますけれども、食品安全委員会の調査は、極めて専門的かつ科学的な分野でございますので、対応できる業者がどうしても限られてしまうといった事情によるものでございます。

また、不随契約が 4 件ほどございますが、これは当方の予定価格が低くて、予定価格以下で調査を実施しようとする業者があらわれなかったためでございます。

5 ページ目をお開きください。

調査ごとにその用途が記載されておりますが、その多くはリスク評価のための化学物質等に関する調査となっております。

6 ページ目をお開きください。

食品安全委員会が 21 年度に実施した調査事業の成果をとりまとめたものでございます。前のページでもごらんいただきましたとおり、調査を大まかに分類しますと、リスク評価に関する試験データ等の収集、各種危害物質の毒性・分析手法等についての調査、リスクコミュニケーションの調査となっております。これらの調査結果につきましては、リスク評価への活用のほか、ファクトシートという危害物質ごとの概要書の国民への情報提供、それから消費者や食品関係事業者の方々とのリスクコミュニケーションなどにも活用いたしております。

7 ページをご覧ください。

調査事業と研究事業の違いでございます。単純化して申し上げますと、調査事業というのはリスク評価に必要な文献や食品中の危害物質の含有状況など、既に情報として存在しているものを調べるものでございます。これに対しまして研究事業は、実際に動物実験などを行っていただくなどいたしまして、より正確なリスク評価に必要な最先端の事項の研究を通じまして、リスク評価の高度化を図るものということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○熊谷コーディネーター それでは、この事業についての主な論点を、とりまとめ役の泉政務官からお願いいたします。

○泉政務官 おはようございます。

まず、冒頭のレビューのところにもありますけれども、執行率の関係でして、毎年度予算額を検証しているのに執行率は大きく向上していないということについて、そもそも予算の計上のあり方が問題ではないだろうかという点。

そして、請負業務であるが、請負先における経費使途を把握することにより、より効率的な執行につながるのではないかと。あるいは、調査結果をどのように活用されているのか。また、広報資料等々もありますが、その活用についても論点かもしれません。

そして、当該経費で実施している調査のうち、各種危害の毒性・分析手法等、調査及びリスクコミュニケーション調査、これは健康影響評価技術研究における研究と重複しないのか。研究調査を整理し直して、より効率的な予算執行が図れるのではないかと。以上のような点を論点として挙げたいと思います。

○熊谷コーディネーター それでは、ただいまお示しいただいた論点も踏まえつつ、皆様から御議論をお願いいたします。上山さん。

○上山先生 今、政務官の方からも御指摘がありましたが、まず予算の執行率が非常に低い。年々予算を見直されてはきていますが、それでもまだ低い。この理由について教えてください。

○本郷情報・緊急時対応課長 予算の執行率でございますけれども、先ほどの説明でも申し上げましたけれども、予算の状況でございますが、19 年度から 21 年度にかけて 4 割ほど削減してきております。執行率は着実に向上していると考えております。一方で、本調査事業については、例えば輸入食品による健康被害発生のおそれがあるとか、世界的に注目し始めているなど、新たに出てきた危害要因について、年度途中で緊急に調査が必要になった場合にも対応できるように、一定の予算は確保しておく必要があると考えておりまして、そのために全額

を使わないようにある程度セーブしているということもございます。

○上山先生 減らしても、まだ80%ほどですね。しかも、この調査の内容を見ると、かなり細かなものも幾つもある、本当に必要なのかなという気もするのですが、この中で、先ほど緊急なものという話もありましたけれども、緊急でなくてやらないものが随分含まれているのではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。必要ないもの。

○本郷情報・緊急時対応課長 リスク評価につきましては、今すぐに必要なものも当然ございますから、そういったものについても調査はいたしますけれども、何か事態が起きたときにすぐ科学的な情報を私どもは一般国民の皆様方にお示ししなければなりませんので、将来起こり得るであろうことも踏まえて、そういったことも予測しつつ、調査を実施しております。そういった意味で、常に今、必要なことだけではなくて、これから起こること、あるいは海外で起こっていることも調べなければなりませんので、そういった観点で多岐にわたる調査を実施しているということもございます。

○上山先生 緊急の予備の必要性というのは、ある程度はわかるのですが、それは過去もずっと同じ話だと思います。そういった事情を踏まえても、過去の執行率が随分低いわけですね。過去にそういった緊急の調査で、何かしらやられたことはあるのですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 過去の執行率が低いことに関しましては、それにあわせて予算を確かに削減してきた努力もあるということはひとつ御理解いただきたいと思います。

それと、例えば20年度については、年度途中で砒素に関する問題が多少話題となりましたので、それについて年度途中で調査を開始することを決めて調査を実施しております。

○上山先生 もう一つ、余分に予算をつけておかなければ理由というのがはっきりとわからないのですけれども、緊急のものという話だけしか、ちょっと必要性としてはわからないですが、緊急のものとして置いておくクッションというのは、どういう計算で、どういう数字をはじかれているのですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 予めどのぐらいということは明確な基準があるわけではございませんけれども、恐らく2つぐらいの課題には対応できるように予算を一定程度留保しておく方がいいと考えて、事業を実施しております。

それと、先ほど年度途中で調査を開始した事例を申し上げましたけれども、年度途中と申しましても、年度の初めの方であれば、調査を開始して年度内に事業を終わることが出来ますけれども、国の予算というのは年度内に仕上げなければならぬものですから、例えば年末ぐらいになってからある危害が発生して、その調査を始めろと言われても、年度内に事業を終わらせることができないものですから、結果的に使わずに終わってしまうこともございます。

○熊谷コーディネーター 井上さん。

○井上先生 今の話に絡めて御質問なのですが、調査の中でホームページに出ていたものから、私が見させていただいたものの中に、食品健康影響評価というものが、これは厚生労働省から清涼飲料水に含まれる48種類の抗生物質について求められた。まず、この発言の前提に、やはり食の安全というのは私は必ず守るべき、非常に重要な項目ですし、その守るに当たっては、スピード感といいますか、後から、食べてしまったから何か体に害がありましたということはあってはならないと思っています。

そういう前提で今、質問差し上げるのですが、清涼飲料水に関して48種類、調査してくれということをも求められた、その実施の方法なのですが、平成15、16に調査実施し、まだ15物

質について評価が未実施ということで、これは平成 21 年に実施した。5 年ぐらいタイムラグがある。こういうものは急ぐべきだと思うのですが、それと今、使い残しとの関係というのは明確にすべきだと思います。ですから、こういう予測が必要であるから、これだけ予算は残しておく。それ以外のものは、積極的にこういうものがあれば使うべきだと私は考えておるのですけれども、その辺はいかがですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 先生御指摘いただきましたとおり、できる限り未然に防止していくということは私どもの基本的な認識でございますので、そういった視点で作業を進めさせていただきます。

その中で、私どもがリスク管理機関から御要請をいただいている評価の活動を申し上げますと、15 年 7 月に本委員会ができてから 7 年間たっているのですけれども、その間に 1,300 以上の要請をいただいております、リスク評価を年に 200 ぐらい御要請いただく。そういったことをやりながら、一方でこの調査で新たなことも対処していかなければならないという、作業的に大変厳しい中でいろいろ実施しているということも御理解いただきたいと思います。

○熊谷コーディネーター 回答としては、もうちょっと明確な回答が必要だと思いますが、もうちょっと明確な回答をいただけますでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 48 物質について、全部一気にやりたいわけですが、なかなかそこまではいかず、計画的に年に幾つかずつ実施しつつありまして、そういった観点でまだすべて手をつけ切れなかったということでございます。

○井上先生 そこは、どれぐらい残すかというのは、もうちょっと明確にしっかり決めていただきたいと思います。

今、スピードの観点で私、気になるのは、これは食品健康影響評価の結果の事後的な、どういうふうに政策に反映されるのかというのは、そちらでちゃんと把握されているのでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 当然リスク評価という形で、これが活用されているところでございます。リスク評価と申しますのは、一つひとつの化学物質などにつきまして、あらゆる知見からこの化学物質を人間の体内に取り入れた場合にどういった影響があるかを調べるわけですが、その際にいろいろな実験なり検査結果を調べて、影響がないかを調べます。

その際に、例えば農薬でしたら、それが体内に入った場合に毒性がどうであるか、催奇形性はあるか、発がん性はあるか、体内でどのように代謝され、どの臓器にそれが蓄積されるか、あるいは野菜の中でどういった影響があるか。動物医薬品であれば、動物の体の中でどういった代謝がされて、それが人間に入ったら人間の体の中でどういった影響があるかといった情報をすべて集めてきますので、1つの物質を評価するだけでも物すごく膨大な時間と労力などがかかります。そういう状況でございますので、なるべく早く実施したいのですけれども、すべて一気に片付くわけではないです。

基本は、ある物質について評価を要請いただく場合は、リスク管理機関からこの物質について評価してくださいという要請が来るのですが、その際はリスク評価を要請した機関が、原則としてそういった調査データをそろえるのが基本なのですが、それだけでは中立・公正な評価ができなかったり、不足する情報があったりしますので、それをこの調査事業を用いてカバーしていく状況でございます。

○井上先生 事後的なチェックはされているということによろしいですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 リスク管理には、当然反映いたしております。

○井上先生　スピードの話は最後にしますけれども、これもホームページで見させていただいた、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について、平成 21 年。これはそちらで出されたものだとということでよろしいですか。

○新本リスクコミュニケーション官　そのとおりでございます。

○井上先生　その中で実施状況一覧表というものが添付されていて、198 の項目、添加物、農薬とかいろいろあるのですが、私、スピードの話で気になるのは、198 のうちの 87 項目が審議会の準備中という状況になっていて、既にリスク管理措置を講じたものが 198 のうち 27 なのです。消費者庁との協議を終了したのが 13 という数字を追いかけてみますと、スピード感が私には少し足りない感じがするのですけれども、そちらはどういう評価をされていますか。

○新本リスクコミュニケーション官　今おっしゃっているのは、食品安全委員会がリスク評価をした結果に基づいて、管理官庁たる厚生労働省や農林水産省が具体的な管理措置を講じたかどうかという調査結果だと思います。

御指摘のとおり、毎年、食品安全委員会の方では、そういった管理措置が評価の結果に基づいてとられているかどうかという状況調査を年 2 回、定期的に各省庁にお願いしてございます。そういったモニタリングという形で各省の講じた施策の状況を把握しておりまして、おっしゃいますとおり、若干のタイムラグは、評価結果を管理官庁に返してから、例えば農薬の 1 日摂取許容量というものを食品安全委員会で定めて、それを踏まえて厚生労働省は残留基準を定めるわけですけれども、そのためにいろいろデータを集めて審議会でチェックするというので、若干タイムラグはあると認識してございます。

私どもは、そういった状況を把握しながら、委員会の場でも関係省庁に、余りにも時間がかかったものについては是正をお願いしている状況でございまして、引き続きそういったモニタリングを通じて全体の管理措置のタイムラグを少なくするようにしてまいる体制にしているところでございます。

○熊谷コーディネーター　小林さん。

○小林先生　今のにも関係するのですけれども、この事業の最終的な目的というのは、やはり国民の健康の安全の確保、食品の安全の確保ということだと思います。そうすると、今、厚生労働省とのあれがあったのですけれども、効率性と有効性というものを確保していかないといけない、そこに説明責任があると思います。事業の執行の仕方として、成果評価をどうしているかということと、健康影響評価の部分でリスク評価がありますね。そのところで重複等があるかもしれないと思うのです。

ですから、事業の実施の方法ということについて、もっと効率的に、そして先ほど井上先生からあったように、スピードを上げてやるということと有効性を確保するということはすごく重要であって、そこについての説明がちょっと不足しているように思います。

それから、先ほど不落随契の御説明があったのですけれども、総合評価方式というのを導入しているということでありましたけれども、国民にとっては、その調査が迅速に、そしてまた質のいいものとして行われなければいけないということだと思います。その点がこの競争の方法において確保されているのかということについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○本郷情報・緊急時対応課長　事業についての効率性とか有効性についてでございますけれども、本食品安全委員会には 14 の専門調査会がございまして、その中でそういった事業進捗についても専門の先生方からお教えをいただきながら、また監視していただきながら実施してお

ります。

それと、後段の総合評価方式で迅速に質のいい事業を実施しているかどうかということですが、この総合評価方式につきましても、基本は事務局でこういった事業が必要かどうかという原案をつくるわけでありまして、それを選定するに当たっては、内部規約でございまして、要領をつくっております、常勤の委員の先生方と事務局の管理職で調査選定会を設けて、そこで審査して、これが国民の健康保護にとって十分役立つ調査になるのかを審査してもらって、そこを通ったものだけが事業として実施できる。

次に、応札する業者が手を挙げて企画を私どもに提出するわけですが、その際に、また技術等審査というのをを行います。その際には、書面による審査のほかにヒアリングも行いまして、専門の先生方にもヒアリングを聞いていただいて、この業者がこの事業を実施するに十分な能力を有しているかということも判断していただいて、そこで、どうもこれは難しそうだという業者は、その後には参加できないということにもなりますけれども、そういったスクリーニングを通して、しっかり調査する能力のある企業だけが応札に参加できて、最終的に価格と技術点で点数をつけまして総合的に評価して落札者を決めるという仕組みになってございます。

○熊谷コーディネーター 上山さん。

○上山先生 済みません、入札の関係でちょっと数字の確認をお願いしたいのですが、13の調査で1者応札だったのは何件ありますか。

○本郷情報・緊急時対応課長 21年度でよろしゅうございますか。

○上山先生 ええ。

○本郷情報・緊急時対応課長 これは4者でございます。

○上山先生 私、手元にいただいているものと、13のうち応札者1者で10件になっているのですが。

○本郷情報・緊急時対応課長 失礼しました。1者応札ですね。結果的に10です。

○上山先生 それ以外の3件の入札者数、応札者数は何件ですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 3件が2者ですね。

○上山先生 そうですね。13のうち10件が1者応札で、残りの3件が2者。ほとんど応札、参加されている人がいないようなのですけれども、先ほど総合評価方式の説明もありましたが、評価方式を決めてもほとんど参加していないというのは、実質的に全然競争が確保されていないということになると思うのですけれども、これはどういったことが原因だと思われていますでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 応札者のことで今、御議論いただきましたけれども、もともとの技術提案提出者数というところで見ますと、必ずしも1者というわけではなくて、1者は6調査です。それ以外のところだと、2者の応札が3、3者応札もありますし、4者応札もありますし、5者応札もございます。

先ほど申し上げました技術等審査、書面による審査とヒアリングによる審査で、この業者がこの調査を実施するに足る能力があるかどうかの判断で落ちてしまった業者がいるので、先ほど御指摘いただいたような応札者数に減ってしまっているということがございます。それと、もともと技術提案者数が少ないことに関しましては、冒頭で申し上げましたけれども、科学に関する調査で極めて専門的な内容なものですから、我々もなるべく多くの業者の方々に参加い

ただくようにお願いして、説明会も開いたりしているのですけれども、どうしても数が限られてしまう。そういう中でこういった結果になっているということでございます。

○上山先生 技術提案提出者数についても、実際、最低価格方式の12件のうち6件が1者だけです。特に気になっているのは、財団法人とか社団法人とか公益法人が落としているものに関しては、応札者数も技術提案提出者数も1者だけなのですが、ちなみに、日本食品分析センターとか畜産技術協会というのは、国家公務員出身のOBの方というのはいらっしゃるのですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 両団体とも国家公務員のOBの方はいらっしゃると思います。

○上山先生 そうすると、国民の目から見ると極めて不透明に見えるというのは、やはり事実だと思います。科学なので、やっているところがなかなかないとおっしゃいますが、7ページの先ほどの食品安全確保総合調査と食品健康影響評価技術研究のお話だと、食品安全確保総合調査の方は既存の知識の収集みたいなことをおっしゃっていたので、そんなに難しいものではないのではないかと思うのですが、本当にこれは1者しか入札できない、参加できないようなものなのですか。何かしら工夫をすれば増やすということではできないのでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 1者しか応札できないという内容ではないと、確かに思っています。ですから、我々は広く皆さんに参加いただくように、入札のたびに広く業者の方に周知しまして、なるべく参加してくださいとおっしゃっているのですけれども、結果的にこういったことで手を挙げている者が少なくなっているという実態でございます。

○上山先生 結果的にということではよくわかりません。何が原因で1者になっているのですか。その分析はされていらっしゃいますか。

○本郷情報・緊急時対応課長 それぞれの課題についても、また課題の中でかなり限定された物質あるいは感染症などという限定された分野についての調査になってきますので、そうなると、リサーチ会社の中でも、こういった部分が得意な業者、こういった部分が不得意な業者、ある程度分かれると思います。そういった観点から、結果的にこうなっているのだと思います。我々が別に誘導しているわけでも全くございませんし、できる限り多くの方に参加いただいで競争していただければと思っています。

○上山先生 本当に1者しかやっていないのですか、1者応札のものは全部。確かに少ないかもしれないですけども、1者しかやっていないようなものばかり6つもあったということなのですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 結果からいえば、そういうことになります。

○上山先生 結果ではなくて事実の話をお聞きしているのですけれども、要はその辺も把握されていないというわけですね。

○本郷情報・緊急時対応課長 やはり得意分野が業者ごとに相当あるようで。

○上山先生 それは先ほど聞いたので、実際に1者しかないのですかというお話をお聞きしているのですけれども。

○本郷情報・緊急時対応課長 1者しかなかったということです。本当にこちらで別に限定するように誘導しているわけでは全くございませんし、できる限り参加していただきたいと思っていますのですけれども。

○熊谷コーディネーター 公示から技術提案の締め切りまでの期間は何日ですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 大体1か月ということでございます。

- 熊谷コーディネーター　それが長いか短いかなですね。ほかでは 60 日とかいうところもありますね。その期間が短いとか長いとか、十分かという検討はされたことはありますか。
- 本郷情報・緊急時対応課長　企業の方々から、それが短いという苦情をいただいたことは特別ございませんけれども、そういう御指摘があれば、きっちりとそういった時間をとるということも検討したいと思います。
- 熊谷コーディネーター　今の上山さんとか評価者の皆さんが指摘されているように、例えば 1 者の問題がどうだということを問題だと考えて、このやり方に何か問題がないかとか、結果的にそういうことを誘因しているようなことはないかということ进行分析されていないのだとしたら、そのことの方が問題ではないですか。
- 本郷情報・緊急時対応課長　確かにそういった御指摘はあって当然だと思いますけれども。
- 熊谷コーディネーター　先に技術提案をもらうというのは、実質的にそれは指名になってしまっているのではないですか。先に受けてから入札団体を絞っていくというやり方は、事実的にそれは指名なのではないですか。
- 本郷情報・緊急時対応課長　一定の、こちらからこういった事業をしていただきたいということをお願いして、できる。
- 熊谷コーディネーター　総合評価 1 本でやることはできないのですか。
- 本郷情報・緊急時対応課長　19 年度から一般競争入札になっているわけですがけれども、その前までは企画競争入札だけでしたので、その際はまさにどんな方でもはじかれずに、一気に入札の形になったということではあります。それは、政府全体で、こういった契約については随意契約ではなくて、一般競争入札を導入するよという指示がございました。
- 熊谷コーディネーター　総合評価にすればいいのではないですかと言っているのです。
- 本郷情報・緊急時対応課長　そういった方向で調整しておりますし、19 年度から総合評価方式に変わってございます。一般競争入札導入の経緯でございませうか。
- 熊谷コーディネーター　言っている意味がわからない。技術提案から総合評価になっていませうというのは、どういう意味ですか。
- 本郷情報・緊急時対応課長　技術提案というのは企画の競争でございませうので、それは以前からずっとそういう仕組みで運営してきておまして、19 年度からは一般競争入札になりまして、その際に技術提案の部門と価格の部門と、両方を総合的に評価して落札者を決めるような仕組みに変えたということでございます。
- 熊谷コーディネーター　政務官。
- 泉政務官　政府全体の方針もあるとは思いますが、両方の方式を執行されてみて、実際には現時点では 1 者応札という状態が頻発しているということ踏まえて、改めて、これは別にただ単に仕分けの結果をどうするかではなくて、行政事業をお互いに振り返ろうという取組みですから、皆さんも振り返ってみて、反省すべきところは反省したり、改善すべきところではそうしてほしいという会ですから、その前提で、両方の方式をしていただいて、例えば私たちはどちらの方がいいと思う、あるいはどちらの方が参入しやすいという御意見をいただくと、非常に建設的なのかなと思います。それをお伺いしたいことと。
- もう一つは、そもそもこういった分析をし得る事業者というのは、皆さんとして市場にどれぐらい存在しているという調査をされているのかどうか、そこにどういった広報をしているのか、この辺も教えていただきたいと思ひます。

○本郷情報・緊急時対応課長　いろいろな論点があるかと思いますが、これまでどういった改善を図ってきたかということについて御説明申し上げますと、先ほども申し上げまして、しつこいと言われるかもしれませんが、18年度までは随意契約だったので、19年度から一般競争入札を導入いたしておりまして、更に22年度からではありますけれども、入札の公告ごとに説明会を開催いたしまして、応募者の範囲の拡大に努めている状況でございます。

それから、分析、リサーチ的な事業ができる企業の数ほどのくらいあるかということでございますけれども、15年以降、これまでの累積で計算しますと20から30くらいはあると聞いております。

○泉政務官　それは市場にほかに落札できなかった業者も含めて、どれぐらい存在しているかというのを把握されていますか。ホームページに載せればいいのか公告すればいいという時代ではなくて、より多くの方々が参加しやすいような取組みも考えていかなければならない。特に、こういう専門的な分野は透明性が問われるということがあると思いますが、そういう把握はなさってもいいのかなという気がしますが、いかがでしょう。

○本郷情報・緊急時対応課長　今、申し上げましたのは、これまでに事業の入札に応じた数ですので、政務官、御指摘いただいたような調査は今後しっかりとやって、なるべく多くの方々に参加いただくよう努力したいと思っております。

○泉政務官　あと、前段の質問は、私は経過を説明してくださいと言ったのではなくて、いろいろなものを経験してきて、ほかにも皆さんの知恵を生かしたいので、どの入札方式が皆さんたちにとって適正と感じ、あるいはこれが有効だと感じたかということのを是非聞かせてくださいということです。もう一度お願いします。

○本郷情報・緊急時対応課長　企画競争入札の場合、つまり18年度までにつきましては、食品安全委員会の方で、こういった企画でこういった事業をこの価格でやってくださいという、全くの請負事業だったわけでございます。そうすると、価格をそれ以上上げることは困難だったわけでありまして。それが19年度から総合評価方式に変わりましたので、そういった技術的な面は勿論維持しつつ、価格面では競争していただくことになりましたので、結果的にかなりコストが下がってきておるといことだと思っております。

最初に予算額と執行額のところでも説明しておりますけれども、実際の執行額が落ちてきた一要因としては、その競争入札が導入されたことだと思っております。

○熊谷コーディネーター　小林さん。

○小林先生　今までいろいろ意見が出ておりますとおり、総合評価の場合は、質の競争と価格の競争がきかないといけないのです。それを適切に、効率的に行わなければいけないということだと思います。お伺いしていると、この事業の中での今までのやり方というのを、もっと成果を上げるためにどうしたらいいのかとか、マーケットに開いて、たくさんはないかもしれないですけれども、応札業者が参加してくれるようにするという工夫がちょっと見られないと思われまして。

それと、情報の開示という意味で、いろいろな競争が行われる環境というのを、同じような他事業とクロスして壁を超えて、いろいろ連携してやっていく必要があるのではないか。それが国民にとっての幸せにつながると思うのです。ですから、事業のやり方、競争入札にしましたということだけではなくて、競争入札の方法を含めて、そしてその成果の評価も含めて再検

討された方がよろしいのではないかと思います。

- 本郷情報・緊急時対応課長 大変ありがたい御指摘をいただいておりますので、そういったことも含めて、今後の方向はいろいろ考えていきたいと思えます。

1つだけ申し上げますと、これまでの企画競争入札と総合評価方式での入札でいろいろ問題があって、改善してきたつもりなのですが、価格面での競争だけを優先いたしますと、これはこれでまた、全く質が悪いものが上がってきて使い物にならなかった場合も、実はあったりします。ですから、今は技術の方もよく審査して、価格と総合的に評価する仕組みをとっております。

ですから、先ほど技術提案者と実際の応札者では数が違うというお話がありますが、まさにそういう業者が落札してしまうと、結果的にもう一回やり直して調査しなければ全く使い物にならない場合もございましたので、そういうことで今の方式をとっております。ただ、今御指摘いただいたようないろいろな改善の仕方があると思えますので、検討させていただきたいと思えます。

- 熊谷コーディネーター 全体の確認をしたいのですが、最初の御説明からずっと気になっているのですが、予算が限定されているから、やりたいと思っている調査を全部できていくわけではない。やらなければいけない調査がある。新しい事案で危険性が指摘されるものとか、新しい物質で調査をしなければならないものが、毎年、どの程度の頻度であるかは別にして出てくる。そういうものを総合的に検討しながら、それぞれの年にこの調査をするということを経済局として皆さんのところで決められているというか、案としては持たれるわけですね。

例えば5年計画ぐらいで、この物質については全部やろうとか、この時点で全部クリアーにしようというものはあるのですか。

- 本郷情報・緊急時対応課長 原則は単年度事業でございますから、年度末に翌年度の調査方針を決めますけれども。

- 熊谷コーディネーター それは、予算が枠でこうあるから、来年はこういう調査をしましょうねとも聞こえるのです。本当に必要な調査だったら、来年度の予算に向けてこうしようではなくて、計画的に3年なり5年の期間でこれぐらいを集中してやろうとか、逆に先ほど井上さんから指摘のあったように、スピード感を持って、この1年で予算をかなり超える範囲になるけれども、このぐらいは必ずやらなければだめだという政策的な判断も含めてあるはずだということなのだけれども、どうも説明を聞いているとそういう感じには受け取れないのだけれども、そういうのはないのですかと聞いているのです。

- 本郷情報・緊急時対応課長 説明が下手なものですから、そういうふうには聞き取れなかったのかと思えますけれども、翌年度の分について前年度末にとりあえず決めるのは原則ではございますけれども、例えばポジティブリスト制度で暫定基準が設定された品目は758品目もございますので、そういったものを一気に呵成にやることはできませんから、数が多いものとか、感染症でも数が多いですから、そういったものは計画的に数年に分けて、大体このぐらいの年度を目標に片付けていこうということは計画的に実施しております。

- 熊谷コーディネーター それはどのぐらいのタームですか。

- 横地評価課課長補佐 具体例で説明させていただきたいと思えますけれども、例えば畜・水産物をベースにした食品についての薬剤耐性菌の調査などをやってまいっております。これについては、おっしゃるように年度ごとに計画を立てて進めてきた好例だと思うので、紹介させ

ていただきたいと思います。

これは、平成 16 年に文献調査をさせていただいております。そのときに実際にどのようなサンプルのとり方をどこからすれば、どのようなデータがとれるかということを経済的に調査した上で、19 年、20 年かけて実際のサンプリング調査をしております。具体的には、流通段階にある牛肉を 1,100 サンプル、豚肉を 1,400 サンプルとってきて、大腸菌をメルクマールにして調査をしているのですけれども、それをベースに薬剤耐性菌の出現状況とか耐性菌の発生率などを調査して、最終的には 22 年 3 月、今年 3 月ですけれども、薬剤耐性菌製剤に係る評価を農林水産省に通知したということでございます。

- 熊谷コーディネーター それについては、畜産関係の 16 年の文献調査の中で、当該のものだけではなくて、ほかにもあったのではないですか。それを今、19、20 にサンプルをやって、22 年に本調査で結果が出てくる。その時間的な水準がいいのかどうかというのを、最初の井上さんの質問に帰ってくるころだと思いますけれども、それが果たして皆さんの中で適切な範囲だと考えているのかどうか。

いや、指摘をさせていただいているのは、例えば去年調査をやった報告の中で、15、16 年度に調査を未実施だったものを今回やりましたという報告書の中にはあって、15、16 のやり残しを 21 年度でやったのか。一体これはどういう計画で、どういう進捗管理で、いつまでに何をするという状況なのかというのが、報告を見ているだけだと、単に調査の積み上げをしているだけのような気もするのですよ。

本当に必要なリスク管理なのか、リスク評価をしているのかということと離れて、単に客観的な事実関係の調査を積み上げているだけではないのか。それもそれで 1 つ意味があるのですけれども、だったらここでそれをする必要があるのかとか、こういう手法が適切なのかどうかということも議論しなければいけないと思うのですが、そこはどうですか。

- 横地評価課課長補佐 御指摘ありがとうございます。今、御指摘のあったのは、先ほど井上様から指摘のあった清涼飲料水の関係だと理解しております。この清涼飲料水に関するそもそもの取っかかりから簡単に説明させて。

- 熊谷コーディネーター 清涼飲料水のパターンだけではなくて、こういうものがこれだけではなくて、ほかにもあるのではないですか。今の畜産の話も聞いて、それも 16 の文献で本調査は 22 年なのだ。22 年 3 月の報告なのだということを知ると、全部そうなのではないですか。では、これは一体いつこれをやらなければいけないという判断をして、いつサンプル調査をやって、いつ本調査になったのかとか、過去の調査はどうだったのかとか、1 件 1 件やらないと、ただの調査を積み上げているだけではないですか。ここの食品安全委員会の果たす役割として必要なのは、そういうところなのですか。

- 横地評価課課長補佐 非常にスピーディーに対応しなければならないことが非常に多くあると考えております。一方で、評価をしっかりとやっていくという観点からは、時間がかかってしまうものもあります。調査事業でやらせていただいているものについては、先ほどの清涼飲料水ではございますけれども、平成 15 年、食安委ができてからすぐのときですけれども、48 物質一括で評価してくださいということを諮問されました。例えば飲料水中のこの物質についてやってくださいという形が現在の通常形なのですけれども、当時はそういう仕事の進め方というものが固まっていなかったものですから、一括で諮問を受けたということでございます。

その 48 物質について評価をしていかなければならないのですけれども、必要なデータが整

っていなかったということでございまして、平成 15 年、16 年に緊急に 48 物質すべてについて情報をとったということでございます。その後、34 物質について評価を進めてまいったところですが、一定期間調査をかけてから時間が経過したものですから、最新の知見を更に集め直すという趣旨もあり、21 年度、14 物質についてアップデートしたという調査になります。

計画的にという話をいただきましたけれども、例えばポジティブリスクで対象になっているような物質については、毎年度計画的に処理していくことになっておりまして、そういったものに対応できるように、我々の方も毎年度調査をかけているものもでございます。

- 熊谷コーディネーター　例えば清涼飲料水で 48 種類。実際に今、私たちが飲んでる清涼飲料水に普通に含まれているものですか。
- 横地評価課課長補佐　含まれているかもしれないというものだと思います。
- 熊谷コーディネーター　含まれているかもしれないものですか。
- 横地評価課課長補佐　含まれていると私は思いますけれども。
- 熊谷コーディネーター　井上さんの質問に戻るのですけれども、含まれているものとしたら、16 年にやり残して、今やっているような調査は、そもそもどういう意味があるのですか。ずっと飲んでいて、それは体の中に蓄積してどういう影響が出るかとか、5 年も 6 年もたっても、別にいいやという判断が先にあったのですかとか。それは、そもそも気付いた段階で本来はやるべきものなのだけれども、それは予算の制約でできない。それによって健康被害が起きるような事態があったらどうするのかというためのリスク管理ですね。それはできていないという話になってしまうではないですか。
- 横地評価課課長補佐　非常に重要な御指摘をいただいていると認識しておりますけれども、実際に評価を進めていくというのが我々の仕事なのですけれども、そのためには当然、評価に必要なデータがないと評価ができないということになります。通常であれば、リスク管理者が諮問してくるときに、そのデータがそろって提出されるのですけれども、今回のこの件についてはそれが不十分だということもあり、私どもの方で調査をかけて文献などを調べなければいけないということになっております。

実際そのデータを基に評価をなるべく早く終わらせて、それを諮問してきた側にお答えしていくというのが我々の仕事なのですけれども、知見が積み上がらない限りは評価に着手できないというジレンマがございまして。なるべく早く作業を進めてまいりたいと思いますけれども、一定の制約がそこにかかってしまうということは御理解いただきたいと思います。

- 熊谷コーディネーター　一定の制約がかかるのはわかるのですよ。だとしたら、食品安全委員会として、評価の定まらないもの、確定できないもの、どういうリスクがあるのかわからないものを市場に流通させたままでいいのですか。それがいいと考えているのだったら、そこまでの知見を更に積み上げる必要性がどこにあるかという議論をもう一回蒸し返さなくてはいけなくなると思うのです。そこの整合性が見えない。実際に流通していて、国民の皆さんが口にしているものだ。でも知見を詰めなければいけない。話としての整合性は、食品安全委員会ですから。

山谷委員。

- 山谷先生　今の別の視点から少し質問させていただきたいのです。まさにおっしゃっていることなのですかけれども、要するにこういうことなのではないでしょうか。いろいろな研究をやられてい

る。その研究計画みたいなものはあるのかどうか。この研究計画というものが、当然のことながら計画があるのですから計画の評価も必要で、この場合の評価というのは4点ぐらいあると思います。

1つは金額です。400万円で研究しろと言ったら400万円の研究をしますし、4億円の研究をしろと言ったら4億円で研究しますが、その辺はどういうふうにして決められているのか、これが1点目。

2点目、研究結果が出てきますね。これがリスク管理あるいは国民の健康のために考えたときに、その研究結果が役に立ったか役に立たなかったかということをごどこかでチェックしているかどうか。

3つ目、研究計画の立て方自体にちょっと関心があります。つまり、ほかの役所、ほかの省との分業なり調整なり考えながら、役割分担とかを考えながらやって、そして5年とか1年物とか、こういうことを考えてやっていらっしゃるのかどうか。

最後ですが、食品安全委員会がイニシアチブをとってコントロールできる形で、どう研究計画を立てるかということをお考えになっているかどうか、ちょっとお伺いしたい。

以上4点です。

○本郷情報・緊急時対応課長 幾つか御指摘いただきました。

予算の決め方でございますけれども、予算につきましては、まずそれぞれの担当がこういった事業を実施する必要があるということを考えて、予定価格をつくります。つくった上で、食品安全委員会の常勤の委員も含めた調査選定会の中で、こういった事業についてやるかやらないか、あるいは予算が適正かどうかも含めて審査していただきます。それで決まったものについて、入札にかけるわけです。ですから、予定価格はそうやって決まります。入札の結果として価格が決まるので、その価格で決まるかどうかは、結果的にはわからないという仕組みでございます。ただ、予算の範囲内であることは間違いのないということになります。

2点目は、役に立ったかどうかでございますけれども、これにつきましては、すぐにリスク評価に使えるものは、その瞬間に役に立ったという評価はできるかと思えますけれども、すぐに使えないものもありますけれども、その翌年度のリスク評価に使えたり、また現時点でリスク評価に使えなくても、そういったものをリスクプロファイルという形で危害ごとの概要書をまとめまして、それをホームページにアップしてございまして、そういったことを通じて国民の皆様方に情報公開してございまして。

例えば事故米があったり、中国産のギョーザの問題があったときに、それに入っていた農薬というのはどんなものかということをご、当然疑問として国民の皆様方がお持ちになると思えますので、そういったときにはそういった情報を皆様に早速お示しして安心していただくとか、必要があれば、こういった影響があるので食べるのは避けてくださいといった対応をとっているところでございます。

計画の立て方ということでございますけれども、勿論長い期間をかけて実施しなければならないポジティブリスト制度みたいなものについては、リスク管理機関とも連携をとりながら、そちらからいただく情報と、それで足りない部分は我々でとらなければなりませんので、そういった意味で連携をとりながらやっているところでございます。我々の計画と申しますか、来年、こういった事業をするかということにつきましても、常にリスク管理機関と情報交換しながら調整しているところでございます。

調査について食品安全委員会がイニシアチブをとるべきではないかということに関しましてですが、勿論そういった面もあるかと思えますけれども、基本はリスク評価はリスク管理機関からの御要請があつて、それを私どもが評価するというスタンスでございますので、こちらからリスク管理機関に対して、こういった研究をしてくださいということは余り原則としてはやらない。研究のほとんどは、リスク管理機関なり、それを要請しているもともとの業者の方々が情報を集めてくるのが原則なので、それで足りないものを私どもが調べて、より客観的、中立公正に判断するという仕組みになってございます。ですから、足らざる部分を私どもが負っているということでございます。

○熊谷コーディネーター 上山さん。

○上山先生 済みません、もう大分時間もなくなってきたかと思えますけれども、調査の課題について、今までのお話だと調査の進め方はそんなに計画的でもなく、比較的場当たりでやっているように聞こえるのですけれども、応札者数も少ないということもあつて、調査公募課題を決定するに当たって、総合調査選定会議というもので決められていると聞いておるのですけれども、これはホームページとかで内容について開示されていらっしゃいますか。

○本郷情報・緊急時対応課長 調査選定会議は、食品安全委員会の内部で実施しているものでございまして、その部分までは開示しておりません。

○上山先生 きちんと計画的に進められる、あるいは調査課題が中立的なものであるということであれば、透明性を確保する意味でも調査選定会議のどういった人がメンバーになって、どういう議論を経て調査が決定されたのか、ホームページ上で開示されるといいのではないかと思います。

それはそれとして、もうちょっと大きなところで、先ほどの資料の7ページの食品健康影響評価技術研究と食品安全確保総合調査なですけれども、場所を書き分けてはありますけれども、最終的な目標としては、これは両者ともリスクコミュニケーションが効果的に実施されるということだと思います。そうすると、これは2つに分けなくても、1つに統合してしまえばいいのではないかと思うのですが、これをあえて2つに分けていらっしゃるといのは何かしら意味があるのでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 冒頭でも御説明申し上げましたけれども、調査の方はあくまで現在、世の中に公表されている英文などの文献。

○上山先生 そこは結構なのです。要は、それを前提として、既存のものと高度なものというすみ分けだと思いますけれども、何も別に分けなくても、一緒にしてしまえば多少なりとも重なる部分も切れると思うし、有機的な連携というのもよりスムーズに行くのではないかと思います。間接費も当然減るといふ話だと思いますし、そういった意味でわざわざ2つに分ける意味合いというのがもう一つよくわからないのですけれども。

○本郷情報・緊急時対応課長 調査の方は、基本的に現存する文献などを集めてくるものから、調査会社が全くこちらが指定した内容について調べてきて、その指定どおりの成果物を上げてくる事業です。他方、研究事業というのは、現時点ではその結果がどうなるかわからない、毒性試験とか、そういった分析的なことをやっていただきますので、大学の先生とか研究機関の研究者の方にこの事業を委託して実施してもらっております。ですから、内容的には全くダブらないです。有機的に当然関連付けなければなりませんので、調査ではそこまではわかりますけれども、実際実験してみないとわからない部分を研究事業でやっていただくといった

連携をさせていただいております。

- 泉政務官　今の上山さんのお話を参考に、一つの提案なのですが、であれば、7ページの一番上は食品の安全性の確保に関する施策の策定というところで見れば1本なわけですが。そこから2つに分かれているだけの話であります。例えば予算を1つにして、両方の調査と研究は、この調査選定会で全部総合的に選ぶようにする。そうすると、両方の優先順位も柔軟につくっていきける。調査が研究よりも優先する場合は、調査の方にシフトもできる。予算を盾に2つに分けていると、そこは柔軟性がなくなってしまうのではないかと思います、致命的なそれをするに於いての欠陥がもしあれば聞かせてください。
- 本郷情報・緊急時対応課長　今、政務官が御指摘されたことにつきましては、その選定会のあり方なのですが、それぞれに選定会を設けておまして、選定される委員の方々というのは常勤の委員を基本としておりますので、そういう意味で一緒の機関として評価するという事は十分可能でありますし、また効率性の観点からも改善される面もあるかもしれませんので、そういったことは是非検討させていただきたいと思っております。
- 泉政務官　ちょっと戻ってしまうのですが、さっきの入札の件で、皆さんのところに資料がついていないのですが、調査課題選定までのプロセスフローという紙を私、いただいております、そこに選定会とか入札公告の話があります。1つ気になるのが、入札公告をしてから書面審査を皆さんがしているのか、あるいは先ほど事前の企画の段階でヒアリングをするみたいな話をしていましたけれども、ヒアリング審査というのが別にあります。これはちゃんと定められているヒアリング審査です。どの段階で入札させているのですか。書面審査の前、後。
- 本郷情報・緊急時対応課長　書面調査とヒアリング調査をやった後に、これをパスした方々が実際の入札をしていただくというプロセスになっております。
- 泉政務官　それが恐らく事実上、応札が1者になってしまう原因でもあるのかなと思っております。ですから、入札公告で仕様ですとか、大まかに公表できるものがあるわけで、そこで多くの方々が応札してきて、応札できるような仕組みにしておいて、その上で皆さんが判断するという事になれば、少なくとも数字上、応札者がこんなに絞られることはないと思うのです。だから、どこで応札するのかということについて、多分今のままだと、皆さんが選びに選び抜いて、1者しか応札できないような状態にして応札をさせていると我々は見えてしまうわけです。ですから、そこはさっき言ったように、非常に透明性というか、わかりにくさがあるのではないですかと思っております、そういうことは改善できるものでしょうか。
- 本郷情報・緊急時対応課長　私が勝手にこういったことを改善できるかどうかわかりませんが、今の仕組みが本当にいいのかというのは、確かにこういったいろいろな御指摘があることでございますので、踏まえてどういった改善ができるのかは検討させていただきたいと思っております。
- 熊谷コーディネーター　そろそろシートの御提出をお願いいたします。
- 井上先生　少し角度を変えて大きな枠組みの話をしたいのですが、食品安全委員会はリスク評価、それ以外の各省とか消費者庁を含めて、そういったところはリスク管理をされているというたてつけの中で、私、スピード感というのと見えないコスト。つまり、間接的なものがダブりで発生している可能性がないかというところでお聞きしたいのです。
- まず、スピード感の方がわかりやすいかもしれませんが、最初、こちらの食品安全委員会の方で評価する。その評価も、私からすると予算があるにもかかわらず、やっていないも

のがある可能性があるのではないかということで、少しタイムラグがある。要は、清涼飲料水は毎日飲んでいるわけで、しかも毎年新しい製品が出てくる。そういったものに対して評価のキャッチアップにスピード感は欲しい。

その後、リスク管理に移るわけですが、そのリスク管理もさっき私が提示したように、いろいろな協議が発生している。つまり、それは食品安全委員会と関係する省庁、これは消費者庁、環境省、農林水産、厚生労働省とたくさんあって、そこでまた見えない時間的にロスをして、またコスト的にロスして、結果的に国民の健康を守れないといったリスクがあると思います。

その後者の連携の部分なので、リスク評価とリスク管理というものをもうちょっと一体化するために、例えば消費者庁さんと食品安全委員会さんが、連携という形ではなくて、もっと近い形。順番で言うと、平成 15 年に食品安全委員会さんができて、消費者庁さんが去年できたので、たてつけからすると両方併存する形になるのですが、消費者庁さんをおつくりになったときの事情は知りませんが、その中でうまく食品安全委員会さんをより近い形で、要はタイムラグが起きないような形でやると、間接費も減るし、スピードも出るし、効果も出ると素人ながら思うのですが、そこら辺はいかがですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 御指摘の点は非常に貴重なポイントでございますので、私どももそういった形で早目にいろいろなものを仕上げたいと思っております。

実は、急遽、リスク管理措置を講じなければならないものはございますので、そういう場合はリスク評価を我々がする前にリスク管理機関が先に決めてしまっていていいことになっておりまして、事後に我々がリスク評価する場合もございます。その場合はそういったこともやれる仕組みになっております。我々の方ではリスク評価を行うわけですが、それに時間がかからないようにタイムクロック制というものを導入しまして、一定の期間の間に答えが出せるように進行管理をしているところでございます。

また、消費者庁との連携につきましては、私ども、消費者庁に限らず、リスク管理機関である農水省、厚労省ともしっかり連携をとって、そういった御指摘がなされないように努力していきたいと思っております。

○熊谷コーディネーター 最後一言ですが、恐らく皆さんのところはどの物質について調査すべきか適切に判断されて、必要な調査をしっかりとやらせたいと思うのです。それがどういう中身で行われているのか、どういう手続でやられているのか、それがどういう効果を上げているのか、私たちのふだんの生活管理、健康管理のところはどういうふうに結び付いているのかというのを、こういう機会なので国民の皆さんに見えるようにするというところでいろいろお尋ねしているのですが、その中で国民の目にたえられるような仕組みづくりであるとか、説明の方法というものをちょっと考えていただかないと、せっかく本来必要とされるいい仕事をされていても、そこがなかなか理解されにくいということにつながってしまうおそれがあると思います。

これは、各省のレビューをやっている、大体どこもそういう感じになってしまうのですが、特にこういう国民生活に直結する部分については、そういう努力を払っていただくように、これは判断の前ですが、お願いしておきたいと思っております。一言、今、とりまとめの時間がありますので、あれば皆さんからいかがでしょうか。よろしいですか。

では、見ているついでにリスクコミュニケーションなので、今、時間の制約もあ

って、皆さんから触れていただく余裕がなかなかなかったのですが、リスクコミュニケーションの実施と7ページに書いてありますけれども、やっている事業の中身は、啓発のための資料をつくったり、効果の調査をしたり、本当にこれはリスクコミュニケーションの実施になるのかどうかというのは、若干懐疑的なところもあって。やっている中身は、先ほど話のあった、右側の食品健康影響評価技術研究の方なのではないかとか、そもそもこれがリスクコミュニケーションという名に値するのかとか、これは素朴な疑問なのではけれども、この辺改善すべきところがあるような気がするのですが、いかがでしょうか。

- 新本リスクコミュニケーション官 7ページの調査事業なり研究事業で書いている部分は、リスクコミュニケーションの実施そのものではなくて、リスクコミュニケーションを効果的に実施するために必要な事業を書いているものでございます。ですから、具体的な調査事業の中身で申せば、例えば意見交換会というものを私どもやってございますけれども、効果的な改善のための意識調査をやるとか、あるいは情報をわかりやすくお伝えすることが基本ですので、そのために必要な資料を作成するための調査をやるという中身になってございます。

ですから、この調査事業なり研究事業で得られた成果を基に、よりよいリスクコミュニケーションを実施するというのはまた別の世界であるという関係です。

- 熊谷コーディネーター だとすると、情報提供が大事な観点ではあるのですが、消費者の皆さん、国民の皆さんとの情報共有のあり方、それがリスクコミュニケーション本来の意味するところですね。一方的な発信ではなくて、お互いの情報共有を図りながら、リスクに関しても情報をしっかり把握して行動できる国民生活をできるようにしようというのが、最終的な行き着く先ですね。

とすると、どういう情報提供があるかよりは、どういう情報共有のあり方があるかとか、この情報共有のあり方で本当に国民の意識の中に落とし込んでいけるのか、そういう調査分析の方がどうか、そういうことを多分やってこられたのだと思うのですが、単純にここだけ見ると、今まで情報発信をしていますよ、啓発資料をつくっていますよと見られてしまうのではないかと、見えるなというところだと思います。

- 新本リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。双方向性については、従来以上に努力してまいりたいと思っております。

- 熊谷コーディネーター 集計がまとまりましたので、数字は私から。この食品安全確保総合調査費について、大幅な改善を要するとされた方が2名、廃止すべきとされた方が2名、その他の御意見が1名でありました。この集計を踏まえて、最終的なとりまとめを泉政務官からいただきます。

- 泉政務官 ありがとうございます。安全委員会の皆さん、また有識者の皆さん、大変真摯な御議論をいただいたと思います。

分かれました。いずれにせよ、非常に改善をしなくてはいけないものであると考えておりますが、票決結果につきましては、廃止すべきとの意見があることを受けとめて、大幅な改善を要すると、お願いしたいと思っております。調査そのもの、あるいは研究そのものの存在を全否定するものではないという立場かと思っておりますが、廃止すべきという意見もあるくらいに、これまでの問題点というものが今回は明らかになったと是非とも受けとめていただきたいと思っております。その理由は幾つかあると思っております。

1つは、御指摘がありました計画性の問題です。清涼飲料水の話も含めて、世間から矛盾が

指摘されるような計画ではいけないと思いますし、計画性・戦略性が見えないものではいけないということ。つけ加えていえば、先ほど安全委員会はほかから諮問されて、こういった研究を行うのだから、戦略性は持っておりませんというようなお話がございましたが、それであれば、恐らく今後必要になってくるのは、この調査はどこから要請されたものなのか、いつ要請されたものなのかというのは、今までの行政文書では非常にばらばらでわかりにくい形になっております。

ですから、調査のたびに、その一番上には、どこからいつ要請されたものかというものが明確に書かれていることが、よりわかりやすいのではないかとということもつけ加えさせていただきます。しかし、安全委員会としては、主導権も発揮していただきながら、各省と連携していただきたいということです。

そして、御指摘のあった4つの視点の計画の立て方、そして結果の活用、貢献度、金額についても同様に重視して、今後取組んでいただきたいということを申したいと思います。

もう一つは、入札の件です。ここにつきましては、企画競争入札の透明性を高めることと、応札業者がより応札できるように、改めて見直しを図っていただきたいということもお願いさせていただきます。

今日、議論全体を通じてですが、改めてこの行政事業レビューというのは、攻撃と防御という関係ではありません。皆さん、行政の側としては、世の中、さまざまな立場の専門家の方々から御意見をいただいて、生かせるものを是非生かしていくということであろうと思います。勿論それは有識者の側も、追及する場ではないと思っております。一つひとつ確認し、改善を模索する場だと思っておりますので、そういった意味で今後ともレビューを行っていただきたいと思っております。

例えば官房長とか審議官、今日お越しいただいておりますけれども、是非横断的に業務を見ていただいて、例えば入札のあり方や意思決定のあり方について改善できるのであれば、それは是非横断的に取組んでいただいたり、あるいは今後のレビューの場でも、場合によっては現状の問題点等々を御発言いただくこともあり得るということで、そういった意味での参画をお願いさせていただきます。

そういった意味で、このレビューが今後とも繰り返されることで、行政が世の中でしっかりとキャッチアップもしながら運営されていくようにということをお願いして、終わらせていただきたいと思っております。

○熊谷コーディネーター　それでは、今の政務官のとりまとめで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○泉政務官　どうも皆さん、ありがとうございました。

●経済社会活動の総合的研究に必要な経費

○松元官房長 時間が押しておりますので、引き続き次の議題に入らせていただきたいと思います。

次の議題に入ります前に、一言お断りを申し上げます。議題2、議題3の担当でございます津村政務官、本日のこういう状況の中で出席できないということになっておりますので、津村政務官から見ました主な論点につきまして、私の方からかわって御説明させていただきます。また、とりまとめにつきましては、私が仮のとりまとめをさせていただきます。後ほど本日の議論の結果を御報告した上で、津村政務官の御確認をいただきたいと考えております。

その上で、正式なとりまとめ結果につきましては、本日御出席の外部有識者の皆様方に御報告するとともに、内閣府のホームページ上に掲載することといたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと存じます。

それでは、引き続き「経済社会活動の総合的研究に必要な経費」の議題に入らせていただきたいと思います。

それでは、熊谷先生、よろしく願いいたします。

○熊谷コーディネーター それでは、説明をお願いいたします。

○市川総務部長 経済社会総合研究所総務部長でございますが、説明させていただきます。

まず、事業の目的・概要にもありますけれども、この事業は内閣府設置法に定める「経済理論その他これに類する理論」を用いて、政策立案のための基礎的データ、基礎的知見を広く提供するということが目的でございます。こうした事業でございますけれども、大学においては研究実績としては必ずしも評価されない一方、また民間では必ずしも採算がとれないということもありまして、当方で実施しているということでございます。

実施状況のところがございますけれども、2分野ございまして、1つが研究関連業務でございます。

マクロ経済モデルの開発でございますけれども、短期計量モデル、これは経済企画庁時代から乗数でよく知られたモデルでございます。それから、世代会計モデルというのは、年代別に受益額と負担額を算出するモデルでございます。

それから、マイクロデータの分析でございますが、家計構造・行動、年金制度といった格差や貧困などに関する基礎的知見を得ようとするものでございます。

それから、個別課題とあるところで、FTA/EPAとありますけれども、貿易自由化の影響などを計量モデルを使って算出するもの。サービスイノベーションは、サービス分野への科学技術の導入の研究でございます。ワーク・ライフ・バランスは、生活時間等の基礎的データを国際的に比較できる形で得るということでございます。

もう一つ、景気統計の方でございますけれども、そこにありますように、新聞でよく報道されている統計の作成ということでございます。

このほか、当研究所ではGDPも作成しているのでございますけれども、今回の事業とは別項目となっております。

それから、予算の状況を見ていただきますと、21年度の執行率が85%とございますけれども、入札による節約・効率化によるものが大宗でございます。余った分は残さずに使切ると

いうことではなくて、節約できた分、お返しするというので、こういう率になっております。

それから、支出先・使途の把握水準・状況でございますけれども、現在、内外の多くの専門家・研究機関の協力を得て大規模に実施している研究プロジェクトは、委託費を活用して膨大な進捗管理等定型的な業務と専門家・研究機関への研究謝金の支給業務を一括して外部に委託しているところでございます。

紙にはございませんけれども、委託の背景について御説明しますと、研究のすべてを委託しているということでは全くございません。先ほど申しましたけれども、膨大な作業をアウトソーシングする、あるいは外部の専門家・研究機関の最新の知見をおかりするというのでございます。

更に、この背景を説明いたしますと、当研究所の人事ローテーションはほかの部局と同じで、2～3年で他部局から異動するというのでございまして、ずっと研究所にいる人はおりません。更に、研究員のクラスは大きく3つに分かれまして、部長クラスが8人くらいいます。課長・室長クラス14人、それから平が9人おります。部長クラス、課長・室長クラスは、研究者としては一人前になっております。Ph.D.を持っている者も2人おりますし、修士は更にござまんといいます。それから、大学の教職経験のある者もおりますし、あるいは国際機関はPh.D.クラスの能力が要求されるのですけれども、そういった経験者もおりますし、ペーパーも著作もあるということでございます。

あと、内閣府プロパー職員の場合には、政策部局での経験を積んで戻ってくる者もございませぬ。それから、他省庁からの出向の場合には、所長が面接した上で研究能力をチェックした上で受けるかどうかを決めているということでございます。けれども、大学と異なりまして、研究テーマは必ずしも自由に選べるわけではございませんで、そのテーマをずっとやっているわけではございませんので、その道をずっとやっていた専門家の知恵を委託によりかりするという必要もございませぬ。

それから、平の研究員の方でございませぬけれども、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで訓練中ということだと思っておりますけれども、作業的なこともこなしながら研究をするということですが、圧倒的に数が少のうございまして、研究所全体の作業は膨大になりますので、これをアウトソーシングしているということでございます。

こうした結果ですけれども、委託の報告書というのは、えてして作業の報告でございませぬので、数字が並んでいたり、こうやって推計しましたというものが並んでいて、それとは別途に当研究所の研究員がペーパーをまとめるということが多うございませぬ。先ほど申しましたけれども、委託を全く使わない研究もございませぬ。

それで、もとに戻りまして、平成19年度以降はすべて一般競争入札を行っております。これは総合評価方式がほとんどでございませぬ。それから、委託先との緊密な連携は当然でございませぬ。

それから、再委託を行う場合には、申請書の提出を義務付けております。

3番目のポツで、精算状況でございませぬけれども、これをつけるとかなり入札金額から減るという効果が出るのがわかっております。

それから、委託先の研究員の勤務実態に関して業務日誌がなかったということがありましたので、それは直しております。

それから、見直しの余地でございませぬが、委託業務の小口化により参入が容易になりますの

で、これで競争の促進を図る。

2番目と3番目のポツですけれども、外部委託を海外の専門家・研究機関との契約事務など専門性が必要となる場合に限定する。委託費の一部を専門家・研究機関への研究謝金として振り替えることにより、委託費の縮減を図るといことが考えられるのですが、これをやった場合には大規模研究プロジェクトの推進が困難になることや増員が必要になるという点を留意する必要があります。

なお以下でございますけれども、津村政務官が今日いらっしゃらないのですけれども、津村政務官の指示もあって、こういったことを書いていますが、読み上げますと、「22年度から、新成長戦略に示された幸福度に関する研究への大幅な資源配分シフトを進めつつあり、大規模プロジェクトのための優先度については今後抜本的に見直す方針である」ということでございます。幸福度とありますけれども、あなたは幸せかというものだけではありませんで、OECDなどでやられているように、社会的進歩の計測をどうするかということも含めた研究だと思われまますけれども、成長戦略を6月中にまとめるとされていますので、方向性はそのときに見えるのではないかと思います。

それから、景気統計については、官民競争入札等監理委員会とも連携をとりつつ、更に効率的な執行を目指すということでございます。

以下、具体的なもので大きなものを1つか2つ御紹介しようと思います。

12ページを開いていただきますと、まず「競争入札・委託契約（再委託あり）」のものが表1にあります。野村総合研究所、国際共同研究「世界金融・経済危機に関する研究」でございますけれども、これは補正予算による1回限りの措置で、しかも去年の補正の見直しのときに9,000万円あったのを6,000万円まで減額しております。

そこにある四半世紀の日本経済とマクロ経済政策に関する研究ですが、これはバブル／デフレ研究と私どもが申していることでございますけれども、未曾有の日本のバブルとデフレの研究を、後代、それから世界に向かって残すということでございます。具体的なイメージで、これは商業出版されている本でございますけれども、こういった500～600ページある本が11巻くらいできる予定で、今、7巻まで出ているところでございます。

海外については、特に中国についてはバブルではないかという御意見もあるわけでございまして、中国語翻訳のオファーはもう来ているようです。それから、私ども、中国の研究機関との交流を勿論やっておりますけれども、そのたびにこういった研究がありますということを御紹介しておりますけれども、向こう側の当研究所の研究への関心も結構高いようでございます。いずれにせよ、中国がバブルであって、それが破裂すると日本経済だけではなくて、世界経済への影響も非常に大きいということで、そういった研究に役立てていただければと思います。

これが19年度、20年度でかなりの作業を終えていまして、終わったかなと思った段階で例のリーマン・ショックが発生したということで、続編をつくらうということをやったのが、この「世界金融経済危機に関する研究」でございます。これもいずれ商業出版する予定でございます。勿論研究所の研究員も研究して、その中でペーパーを書くのですけれども、委託先には、前のバブル／デフレ研究もそうですけれども、世界の要人がどういった発言をしたか、国際機関とかの動き、あるいは主要な行動といった資料集を委託先につくってもらうのも勿論でございますし、日本以外、特に英語圏でバブルが破裂したということもございますので、OECD

とか、CEPRというのはイギリスのシンクタンクです。あるいはシカゴ大の先生、こういった方に研究をお願いして、とりまとめるということでございます。

これが大きなものでございます。1つ紹介させていただきました。

次のページは額が少ないので、とりあえず説明は省略させていただきますが、もう一つ、14ページに新情報センター。

○熊谷コーディネーター 簡単にまとめていただいて。

○市川総務部長 では、これは景気動向の実査業務で1億7,600万円ということでございます。とりあえず以上でございます。

○熊谷コーディネーター それでは、官房長から論点をお示しいただきます。

○松元官房長 それでは、私の方から主な論点についてということでございますが、ただいまの御説明の中で今後見直しを行っていくという御説明もございましたが、まずは研究テーマを決める上で、どこまで政権の重要政策を取り上げて、直結したテーマ選択を行っていくのかというのが1つあるかと考えております。

それから、先ほどの食品安全確保総合調査についてと同じことでございますが、毎年度予算額が減少しておりますが、執行率は大きく向上していないということで、過大な予算計上になっているのではないかとという点。

それから、委託ということに関しまして、研究の委託先にシンポジウム等の開催とかDVD作成などもまとめて契約しているとなっておりますが、丸投げではないのかといった点。個別に契約することで経費の効率化が図られることはないのかといったこと。

それから、研究成果が研究所及び府内の関係部局でどのように活用されているかといった点。

最後に、21年度に実施した22件の研究のうち、16件が委託調査を活用しておりますが、研究ノウハウの蓄積等のため、研究所自らが行う研究をもっと増やせないのかといったところが主な点かと考えております。

○熊谷コーディネーター それでは、皆様の御議論をお願いいたします。山谷さん。

○山谷先生 まず、根本的なところからお伺いしたいのですが、内閣府の中にこの研究所を置いておかなければいけない理由というのは何かございますでしょうか。つまり、民間でもいいのではないかと、あるいは独立行政法人、今、問題になってはいますが、独法化してもいいのではないかとという考えがあるのですけれども、いかがでしょうか。

○市川総務部長 先ほど申し上げましたけれども、当方でやっている研究というのは基礎的データや知見の提供でございますが、大学では必ずしも評価されない研究であるというのが1点。

それから、そういったことは、逆に民間だと採算がとれないというのが第2点でございます。

第3点は、確かに経済産業研究所は独立行政法人でやっておりますけれども、現在、そういった形態が果たして適切かどうかということも議論されているのではないかと私は承知しております。

いずれにしても、内閣府にこういう研究所があることで、経済財政部局のみならず、社会関係の部局に対しても基礎的データ、知見を提供するというところで、この研究所が置かれているということでございます。

○山谷先生 そこですごく関心があるのは、つまりそんなに難しいところ、重要な研究であればあるほど、研究者としての資質が問われる。先ほどおっしゃいましたけれども、ドクターがおられるとか、修士はいっぱいいらっしゃる。しかし、基本的には皆さん、採用のときは国家

公務員試験の採用で受かっていて、ひょっとしたら一般行政職とか、そのレベルですね。少なくとも日本の国では、根本的に研究者の研究スタイルと、公務員の方とは本質が違うはずなのです。しかし、そういう方々があえてここで研究されることのメリットというのは、どういうところがあるのですか。

- 市川総務部長　例えば経済財政部局、内閣府にございますけれども、そこでもこの経済社会総合研究所の結果などを使って仕事をします。例えば乗数というものこちらで計算しますけれども、それを使ってある政策を導入すると、どういう影響が出るか、効果があるかというのを政策当局の方で判断した上で使っております。ですので、研究所でやった経験が、そういった政策部局に行き生かす。逆に政策部局にいることで、政策立案のためにはどういう研究が重要なのかということもわかるというメリットはございます。

それから、これは最近、公務員に専門性をいかにして育てるかということも課題かと思えますけれども、こういった経済財政分野について専門性を高めるということもできると思えます。

以上です。

- 熊谷コーディネーター　井上さん。

- 井上先生　今の話に関連しての質問なのですが、研究の細かいことはわかりませんが、同じような研究をしている独法とか研究所等を含めて、あるような気がするのですが、あるのかなのか、あるのであれば、そこどう違うのか教えてください。

- 市川総務部長　ちょっと説明のレベルが違ってしまふのかもしれませんが、いずれにしても研究のペーパーを書かなければいけませんので、最初にほかでどういう研究をやっているかというサーベイをきちっとやった上で、今までやっていない分野はどこかということで研究に着手しますし、仮にほかでやっていることをそのまま書き写せば大問題になりますので、そういった意味では個別個別のプロジェクトについては、そういったダブリはないとチェックしております。

確かにダブっていることもありまして、例えばこちらの表のワーク・ライフ・バランスに関する調査は、少子化対策の観点からこういった国際的な比較できるデータを得るためにやっているのでもございますけれども、経産省も勿論こういうことに関心がありまして、そこに内閣府の方でドイツを対象にしているとあります。これは経産省とダブリがないように連携して、経産省の方ではイギリス、スウェーデン、オランダ、日本、内閣府側がドイツという形で、無駄がないような形でやりました。

- 熊谷コーディネーター　小林さん。

- 小林先生　この経済社会総合研究所の位置付けなのではございますけれども、内閣府のシンクタンクとお伺いしています。だけれども、研究を非常に委託しているわけですね。そうすると、非常に採算が出ないという御説明があったのですけれども、これをここでやらないときのデメリットというのは、どのぐらい大きなものなのか。つまり、この経済社会総合研究所のミッションからして、非常に政策的な意味とか重要な意味があると思うのです。

それに対する貢献、この研究成果を研究所がどういうふうにシンクタンクとして生かしているのか。もし、ここがやらなければ、国民にとってどんなマイナスがあるのかということをお伺いしたい。

- 市川総務部長　先ほどの食品安全委員会のように、この研究をやらないと生命に影響が出るといった直接的な影響というのは、なかなか私どもも説明できないと思えます。でも、例えば

先ほど御説明しましたけれども、バブル／デフレ研究ということで、中国にこういった事態が発生しないように知見を提供するというで、なくした場合、直接的などういふ影響が出るかということとはなかなか説明しづらいかもかもしれませんけれども、中長期的には、基礎的データあるいは知見なしに政策立案していいのかといった問題はあつち思ひます。

○小林先生 別のところがやったらどうですか。別に存在を否定してゐるわけではないのですけれども、ここが果たすべき機能というのが明確にダイレクトに伝わつてこないということなのです。だから、重要性はわかるのですけれども、ここが存在してやらなければいけない。ほかでもできるかもしれないし、一緒にした方がいいかもしれないし、いろいろなやり方があるかもしれないということなんです。位置付けの問題。

○市川総務部長 ほかと連携してできるとか、ほかがやつてゐることは、勿論当方は研究しないわけですが、具体的な例を申し上げた方がいいのかもしれないけれども、例えば先ほども申し上げた乗数ですが、これは国会で何か政策をやらうといった場合には、効果は幾らかかと聞かれます。今年予算委員会でも子ども手当の効果とか、かなり議論になったのですけれども、こういった研究がなければ効果はわかりませんというか、あるいはほかの簡略した効果で答えるということになるのかもしれない。

○小林先生 だから、委託してしまつてゐるわけなんです。先ほど官房長から指摘があつたとおり、もっとここをパワフルにした方がかえつていいのではないかと、キャパシティーを上げて、ここに知を集積してしまふといいのではないかという考え方も逆にあつち思ひます。今、研究を投げてゐるわけですから、その意味で研究成果が十分に政策に活用されてゐるのかということと、リンケージが非常によくわからないところがあることなんです。今のやり方でいいのか、もっとミッションを明確にして、政府の中での機能というものを明確にすべきではないか。

○市川総務部長 勿論我々も、あり方とか研究の進め方、常時見直していかなければいけないことだと思つておられます。今、政権が変わりまして、先ほど御紹介しましたけれども、幸福度に関する研究への大幅な資源シフトを進めるということと、今後抜本的に見直すとか、こういった形での変化は、22年度、来年度にかけて予定されてゐるところでございます。

○熊谷コーディネーター 上山さん。

○上山先生 研究22本のうち、16本が外部委託ですか。研究員は30人いるのですよね。30人いて、年間6本というのは随分少ないように思ふのですが、これはどういふことなのでしょう。

○市川総務部長 先ほど申し上げましたけれども、委託の場合は、研究をすべて外部に委託してゐるということではありませんで、例えば作業的なことを外部に委託して、その上で職員、研究員がペーパーを書くということとございますので、丸投げで研究を丸ごと委託してゐるということではございません。

○上山先生 例えばどれでもいいのですけれども、野村総研のでも結構ですが、どの程度の割合をこちらの研究所でやられて、どの程度を野村総研に投げられてゐるのか、大まかな御説明をお願いしてもいいですか。

○増島首席主任研究官 世界金融・経済危機を担当しておられます増島と申します。

研究員の役割ということですが、大きく分けまして、1つは先ほど御紹介ありましたように、自ら研究するという分野と研究をマネジする面がございまして、最初は何をやるかという、まず研究テーマの選定ということとをまずやります。いろいろ論点整理をしまして、世

界金融・経済危機の問題ですといろいろな論点がございます。地域別に見ても、そもそも発生国のアメリカの問題とかヨーロッパの問題とか日本の問題とかアジアへの波及の問題。それから、主体面で見ても、金融市場の問題もあれば、金融規制の問題、金融政策の問題。対応の問題でいえば、財政の問題、金融機関の行動ビヘイビア。

そういったいろいろな論点があるわけですが、それをまず論点整理しまして、我々が内閣府の研究所としてやるべき論点はどういうところかというのを抽出して、それで学会の先生方の検討委員会みたいなものをつくっていただいて、今回の場合ですと、東京大学の植田和男先生に全体のとりまとめをお願いいたしまして、植田先生をお願いするということを決めた上で、植田先生と相談させていただいて、この研究にどういう人に入っていただくのがいいのかというのを、研究所の私たちのメンバーとウエダ先生と御相談させていただいて、それで大きなフレームワークを決めてまいります。

この研究の場合には、国内の研究者だけではなくて、国際共同研究ということでございますので、海外の国際機関がございます。海外の国際機関といった場合に、例えば私ども日本におりますと、ヨーロッパのことは余りよくわからないわけですが、OECDとかヨーロッパにいらっしゃるCEPR、LSEのポルテス先生という方がいらっしゃる研究所なのですが、ヨーロッパの問題については、ヨーロッパの方に知見を提供していただいた方が、全体としての研究の成果が上がるということでございます。

そういった形で、いろいろな論点を整理した上で、どういう形でこの研究を進めていけばいいのかというのを有識者の方と相談して、まず決める。それが決まったら、今度は契約とかいろいろな雑務がございますので、それは委託先をお願いしている。それ以外に、いろいろな情報、アップ・ツー・デイト、リアルタイムの情報を、この場合ですと野村総研に集めていただく。そういったことは野村総研をお願いする。

研究が進んでまいりますと、研究者の先生からこんな感じの論文を書きたいというアウトラインが出てまいりますので、そういったアウトラインをいただいて、あるいは国内の研究者の方からアウトラインをいただいて議論を行います。それは植田先生も入っていただいて、国内の執筆者も入っていただいて議論して、研究所のサイドとしてこういうこともより深めて議論していただきたいということを、注文と言うと失礼ですが、要望をお出しして、そういった形で研究の質を高めていくということをしております。

そんな形で進んでいって、最終的に3月の段階でとりまとめをして、できるだけ質の高い研究レポートをとりまとめるというのが私どもの研究所の管理者としての役割でございます。

もう一つ申し上げたいのは、私自身がやった研究ということですが、それはグローバルインバランスという世界的な経常収支とか資本収支の不均衡の問題を整理したのですが、私、経歴からマクロ経済をずっとやっていたものですから、そういったことにもある程度視点があるということでございますけれども、植田先生がやっていらっしゃるとか、祝迫先生という一橋の先生が入っておりますが、祝迫先生などは金融工学でございます。金融工学的なことを、私が研究しようとしてもハードルが高いので、そういったことは金融工学の専門の方に入らせていただいて研究していただくということで、私どもができることは私どもがやるということなんです。

内閣府がどのぐらいやっているかという、具体的に言うと。

○上山先生 済みません、随分長くなっていますが、今、聞いている限りだと、結局研

究の課題はそちらで決めて、でき上がったものをレビューして、場合によってリクエストを入れるという程度の感じだと思いますけれども、そうすると、いかななものなのかなという気は正直します。

先ほど、研究者は2～3年で動かれるというお話をされていましたね。

○市川総務部長 はい。

○上山先生 2～3年で動かれて、それで本当にシンクタンクとして十分な役割をこれで果たしているのかなという気は、今のお話を聞いていてもそんなに、発注して、でき上がったものをレビューするのは当然の話ですし、どれほどの関与があるか、正直そんなに見えないところがあって。実際、本当にこれはシンクタンクとして維持していく必要があるのかなというのが率直な感想です。

○市川総務部長 政府として政策立案する際の基礎的知見、基礎的データを提供するということの意義はあると思います。

それから、先ほど申しましたけれども、2～3年で異動ということでございますけれども、経済・財政の関連部局のところを回ってくるということで、これもまた大学の先生とは違ったエコノミストと申しますか、そういった人が育ってきて、研究所に戻ってきて、あるときは研究をやりまし、それから政策・立案をやりましようといった意義はあると思います。

○上山先生 知見の確保とか政策の立案はいいのだらうと思いますけれども、大半を投げているのであれば、もっと規模をぐっと縮小してしまってもいいのではないかという気がするのです。

○市川総務部長 規模を縮小、シートに書いてありますけれども、委託の縮減をして人を増やすのか。人を増やして、あるいはその人をもう少し長期間研究所に張り付けるといった選択肢は勿論あると思いますけれども、現時点では、人材というか、人員というのはなかなか増やせないという状況もありますので、委託費を使って人員をカバーしているということでございます。

○上山先生 非常に中途半端な感じがして、ここを強力なシンクタンクにするというのであれば、もっと人員をきちんと増やして、2～3年で変わるのではなくて、長期にわたってきちんと研究ができる体制を整えるべきだと思いますし、先ほどのようなお話であれば、もう基本的に外部に委託するというのであれば、そこを整理するだけの人数で足りるという話だと思うので、もっとぐっと人員を縮減してもいいのではないか。位置付けをまずははっきりさせることが必要なのではないかと思いますけれども。

○熊谷コーディネーター 山谷さん。

○山谷先生 まさに、今おっしゃったところにもう一言つけ加えたいのですけれども、要するに政策の企画・立案を担当する人が研究することによって、かなり実践的な政策の立案とか企画ができるようになるということを強調されたいわけですね。だとすれば、そこを特化しない限りは、今までのお話で聞いていたら、学者をお役人にした方が絶対早いです。効率的ですよ。だから、その部分がちょっと明確ではないという感じですね。

一言でいえば、何だかよくわからないところだと思います。だったら、今のお話のままの結論でいけば、縮小か民営化か廃止かという選択肢がないので、さっき申し上げたのはそのところなのです。政策を実際に企画・立案する人が研究して、それについて自らの知見を高めて、政策立案能力、企画する能力を高めていくために、ある意味では必要だということがなぜ言え

ないか。もう少し言えるかどうかと思いますが、いかがでしょう。

- 市川総務部長 大学の先生に政策立案の場に来ていただくということは、確かに省庁再編直後、内閣府ができた当時ございましたけれども、立案以外の仕事が物すごく、雑用的な仕事が当局では多くて、結局またすぐ大学に戻られた方がほとんどなのではないかと思います。中には、一人二人、ちゃんと上まで上がった方もいらっしゃるのですが、大半は立案以外の分野、雑用が特に政策立案は多過ぎて、しかも研究業績にならない。昔ですと国会の根回しとかもございましたので、来ていただいたのだけれども、やはりなじめなかったのではないかというのが、内閣府発足当初の出来事ございました。
- 山谷先生 今まさに告白されているようなもので、つまり本来すべきことではないことがごまんとあって、それにエネルギーをとられてということになってしまっているわけですね。そうすると、研究そのものの自体の効率性と有効性を考えた場合に、どうしたって今のままの体制では何か問題があるから、何か根本的・抜本的な見直しをしないと、研究成果も出ないし、役に立つ研究も出てこない。その中で、一方的に効率だ、お金を下げろという話だけが来ますから、申しわけないですけれども、ますます粗悪な研究になる傾向が出てくるおそれがありますね。
- 市川総務部長 大学の先生が見えたというのは研究所ではございませんで、政策立案部局の方でございます。それは大変失礼いたしました。勿論、大学の先生には、こちらの例えば客員研究官という形で、これは本当のパートタイムで週1回くらいを前提にしているのですけれども、そういう形で18人程度任命させていただいております。勿論、大学の先生方にも来ていただいて御指導いただいている研究もございます。
- 熊谷コーディネーター 逆に言うと、政策立案をしなければいけない原局原課から、直接委託で研究をお願いしてやった方が、雑務は増えるでしょうけれども、手っ取り早いのではないかという見方もできますね。2～3年で異動して、必ずしも研究の中身、研究の手法ということが果たしてここにどれだけ蓄積されて、シンクタンクとしての機能を発揮されているのかということについては、今までのお話をお伺いした限りではよくわからないのですけれども。
例えばワーク・ライフ・バランスの話は、経産省と調整していると言ったけれども、それは調整というか、無駄のないようにというより、ただ単にすみ分けしているだけの話で、意味はないですね。
- 市川総務部長 調査を分担した上で、後で両方情報をシェアして。
- 熊谷コーディネーター だったら最初から一緒にやったらいいようなことではないですか。
- 市川総務部長 そうやっています。
- 熊谷コーディネーター わざわざドイツはこっちで、ほかはあっちだとか、最初から分ける必要なんか何もないじゃないですか。
- 市川総務部長 分けるというのは、費用なりの分担をして、結果はお互い交換して。
- 熊谷コーディネーター 最終的に共有するのだったら、最初からどっちかが一個でやったらいいだけのことではないですかと言っているのです。わざわざ両方で立てて、両方で共有させる必要はないでしょう。
- 市川総務部長 片方でやって、それを共有するという結果もある。
- 熊谷コーディネーター いいのではないですかと言っているわけです。
- 市川総務部長 勿論そういうやり方もあると思います。

- 熊谷コーディネーター　わざわざこれを分けてやって、後で共有させる具体的な意味は何ですか。
- 市川総務部長　こちらは少子化対策とか、そういった方向から生活時間とかワーク・ライフ・バランスについて分析するわけですが、経済産業省の方では、欧米などではあれだけバカンスをとっているのに、生産性がなぜ高いのかという分析をしたいということで、分析の内容が違って来るわけでごさいます、確かに原データは1つがまとめてやってしまって、その結果を後で共有するというやり方もあるかと思えますけれども、いろいろな観点も意見交換しながらということで、こういう形でやりました。
- 熊谷コーディネーター　だから、政策立案に資するための研究といたら、今のところを細かく分けて、こっちは研究所でやって、こっちは経産省でやって、それぞれの政策課題に対応してやっているということ自体が、今の政府のあり方としてどうなのですかということの問いが、ずっとこのレビューや仕分けの現場を通じてあるわけですよ。ワーク・ライフ・バランスに関連する政策の中で、トータルのフォーマルな姿を描いて、それを施策の中で落とし込んでというやり方をするならわかるけれども、最初から、うちはこれをやります。だから、この部分の研究をします。うちはこの政策をやります。だから、ここの部分の研究をしますということが、例えばワーク・ライフ・バランスが出てきましたけれども、ほかにもあるのではないかと。ほかにもいろいろなことが出てくるのではないかと。そこをどこがどうまとめる、どこがどうコントロールするという話をするとき、ここの研究所が一元的にその知見を集約していて、そのための研究を継続的に行ってきたいて、知見がある。それを各省が利用しているというのだったら話はわかるのだけれども、お互いそれぞれに役割分担していると言うのだったら、果たしてここに研究所がある意味がそもそもあるのですかという皆さんの問いに対する答えにはならないと思うのですよ。
- 市川総務部長　今申し上げたワーク・ライフ・バランスというのはごくまれと申しますか、数として今のところあるのは、それ1件でございませぬけれども、そのほか例えば乗数ということであれば、ほかのところであつておられませんので、こちらでやった結果をほかの省庁で使うという形になっております。
- 熊谷コーディネーター　そろそろシートをお願いできればと思います。井上さん。
- 井上先生　前半のところではほかの研究所のダブリというものを聞きしたのですが、実は私、これもホームページを見させていただくと、昨年4月に行政等監理委員長がそちらの研究所を視察されたのですか。そういう事実はございませぬか。
- 市川総務部長　見えています。
- 井上先生　ホームページに載っていたので見させてもらったのですが、委員長が視察に来られた目的は、研究所の目的とか経緯とか、どんな研究・研修、いろいろな項目があるのですが、視察の視点ということで。
- 1つ、さっきお聞きしたのは、財務総合政策研究所との相違は何かという項目が、その委員長の視察の視点に入っていたものですから、そこら辺のお話をお聞きできるかなと思って質問したのですけれども、こちらはどんな相違があるか教えていただけますか。
- 市川総務部長　去年の視察のとき、私、いなかったものですから、後ろに知っている者がおられるのですけれども、そのときの話はできないのですけれども、財務総合研究所とこちらの違いということであれば、特徴的に違うのは、こちらの研究所はモデルにかなり重きを置いて、

計量経済モデルを使って基礎的データをつくるという特色が特に強いのではないかと思います。

○井上先生 その件に関して、コメントもホームページに載ってしまっていて、細かいことは書いていないのですが、事務の整理が必要ではないかというコメントを委員長が残されていますが、それは何か対応されていますでしょうか。もうちょっと流れでいくと、内閣の経済財政政策のベースとなる理論的・実証的研究は、こちらの研究所の方で行うことが望ましいというのが、今日出た議論の中でも、より強いシンクタンクになるべきというお考えですね。

この点、類似の研究や検証を行っているものとして、財務省の財務総合研究所があり、事務の整理が必要であるとお書きになっているのですけれども。

○市川総務部長 まず、内閣府の方でございますけれども、あえて整理いたしますれば、マクロ経済を中心に、最近では社会をつけましたけれども、そういった総合的な政策のために必要なデータあるいは知見を得る。一方、財務省の方は、財政の方から必要なデータとか基礎的知見を得られているということではないかと思います。

あと、統計という点では、財務省の財政研究所でも全然違っていて、こちらの方はGDPとか景気統計、財務省の方は、昨日出ました法人季報といったことで、向こうの方も研究所で統計もつくられているようでございます。

○井上先生 多分、そのときもかなり詳細な御説明をされたのではないかと思います。その説明の結果、こういう印象をお持ちだと私は受け取ったものですから、さっきコーディネーターの方からも話がありましたけれども、全体像の中でこちらの位置付けをしっかりと把握されることが必要なのではないかと思います。

○上山先生 済みません、時間も随分迫っていると思いますが、ちょっと別の論点をお聞きしたいのですけれども、資料12、13、14、これは全部競争入札で随意契約は入っていないということだと思いますが、この中で1者入札のものはありますか。

○市川総務部長 12ページは、A2、A3が1者入札でございます。

13ページでは、C1が1者、C5が1者、C9が1者。

14ページでは、D2、D3、D4、D5、D6、D8、D10が1者入札でございます。

別表4は随契でございます。

恐らくお尋ねになると思いますので、1者入札を減らすにはどうしたらいいかということで、契約を小口化するというのを考えておまして、実際、A2については課題を2分割しまして、今年度、半分だけを実施してみたのですけれども、応札したのが2者ありまして、未来工学研究所とは違う、ほかの株式会社が落札しました。

それから、下の関西社研がとっているものも2分割して、今年はなるべく競争を高めようと考えております。

○上山先生 A2については財団法人ですが、理事長は天下りの方ですね。

○市川総務部長 理事長というか、公務員OBは3人役員でいらっやいまして、非常勤でございます。こちらは、寄附行為で役員は非常勤とする。ただし、常勤の役員には給与を払うことができるということでございまして、いらっやる方は無給ということでございます。

○上山先生 独法とかを経由されて、まさに渡りという感じで入っていらっやる人がいらっやったように思ったのですけれども、無給ということですね。

○市川総務部長 はい。

○上山先生 別表2のC1も、会長、理事長は国家公務員のOBの方ということで。

- 市川総務部長　こちらも全く同じでございまして、非常勤で、定款に役員は無給とする。ただし、常勤の場合には給与を払うことができるということでございまして、いずれも国家公務員OBの方は無給でございます。
- 熊谷コーディネーター　その無給の方は違う法人でお給料をもらっているとか、そういうことはわかりますか。
- 市川総務部長　日本リサーチ総合研究所について聞いている限りでは、ほかの法人でもらっているということはないと思います。もうかなり年配の方でありますので。
- 上山先生　済みません、1者応札ではなかったと思いますが、別表3の新情報センター、こちらはちなみに何者の応札だったのですか。
- 杉原景気統計部長　こちらは4者です。
- 上山先生　これは総合評価方式でしたか。
- 杉原景気統計部長　そうです。
- 上山先生　こちらでも会長の方は旧総理府の方でしたね。
- 杉原景気統計部長　そのとおりです。
- 上山先生　この1億7,600万円の中身なのですから、ちなみに応札が4者あったというお話でしたが、4者の中では価格的には何番目だったのですか。
- 杉原景気統計部長　価格は、ここが一番低かったと思います。失礼しました。下から2番目だそうです。
- 上山先生　4者のうちの3番目ということですね。中身的には、正直、余り技術は要らないものだと思うのですけれども、どうして下から2番目のところを選ばれたのでしょうか。
- 杉原景気統計部長　これは技術は要らないとは申しまして、調査員調査ということをやっております。良質な調査員を確保して教育・訓練をする。実際の調査を行う上で、指導とかをきちんとしなければいけませんので、ノウハウとか知見というのは重要なところはございます。
- 上山先生　どう見ても普通の科学技術のものとは違って、技術が要るものではないので、価格が4者のうちの下から2番目のところに、天下りの方がいらっしゃる場所に発注されているというのは、極めて不透明な形だと思います。だから、発注するに当たっても、必要以上にセンシティブにきちんと説得できるだけの材料をそろえて発注しないといけないのではないかと思います。今のお話だと、多分国民一般はなかなか納得しにくいのではないかと思います。
- 杉原景気統計部長　我々も技術評価基準というものを設定いたしまして、それに基づいてそれぞれ何人か、この中には外部有識者の方も2名含めて評価するという形で評価をしております。我々だけではなくて、外部有識者の方の意見も踏まえて、ここがかなり技術的にも優位であったというのが評価でありました。
- 上山先生　済みません、これはちなみに、この件に限らずですけれども、入札・落札の過程というのは、ホームページとかで開示されていますか。どういった理由でここを選んだということは。
- 杉原景気統計部長　それはやっています。実は、公共サービス改革法のスキームのもとで入札をやっておりますので、その辺の手続きはかなり厳格にやっております。
- 小林先生　今、公共サービス改革法でこれを行っているのですね。だから、その点では透明

性は確保されている。この場合は100%回収といいますか、回収率がすごく問題だと思うのですけれども、それは問題なかった。技術点と価格点のバランスは問題なかったということですか、それだけ確認。

○杉原景気統計部長 我々としては、そのバランスは問題なかったと思います。

実は、小林先生にいろいろ御指摘いただいた回収率を高める工夫をしろということ、我々としても仕様書の中で書き込んでおったりして、その中でも、特にこの新情報センターは、いろいろ工夫して回収率を高めるということはかなり特記して提案してきた。そういう意味でも、ほかとは比較優位があったということはありません。

○熊谷コーディネーター 新情報センター、別表1のA5のところで、消費動向調査改善に関する試験調査の実施をされていらっしゃる。こういうところが、個別の入札の評価についてどこまでコメントできるかは、ちょっと限界があるかもしれないですけれども、こういう調査をやっていることが、実際に消費動向調査の実施を受託するときの有利な材料になっているのではないかという、ここだけ見ると気がするのです。そこは全く排除していますという答えになるとは思いますけれども、そこは十分に配慮されているのですか。

○杉原景気統計部長 それは全く分断されていると言って構わないと思います。この新しい調査の研究みたいなものは、調査方法を現在の調査員調査から、例えば郵送調査のようなほかの調査にすることができるかどうかとか、あるいは現在調べている調査内容を、必要なものはどこで、不必要なものはどういうものか、あるいは現在の経済情勢から考えると、新たに必要なものがどういうものかということでありまして、基本的に現在の調査とは全く別のもの考えるという調査でございますので。

○熊谷コーディネーター それでいいですけれども、例えばこっちの方でやった、将来に向けた調査研究的な情報とか、そこで得られた知見というものは、広くオープンにされて共有されるべきものですね。そこがそういうふうに担保されるのであれば、今の説明を聞いて納得するのですけれども、そうではなくて、皆さんの中で知見として積み上がるとか、ここの社団とか財団の中に蓄積されて、外に出ていけないということになると、固有の情報、固有のノウハウということで、ここに蓄積されたら有利な条件に間接的になってしまう可能性はありますよね。そこを切り分けなければいけないと思うのです。

○杉原景気統計部長 それは確かにおっしゃるとおりかもしれません。ただ、我々としては、内容的には現在の調査を委託する上で、全く有利になるようなものを含んでいないということが1点と。

あと、実はこの新しい調査の構想も、我々としてもまだ考え始めているというところで、全部を皆様方にオープンにするところまで行っておらない。その辺は、テクニカルな事由ということで、すべての国民の方々に情報公開しているわけではない。ただ、また繰り返しになってしまいますけれども、その内容的にはそういう落札者に対して有利になるようなものを含んでいるとは思わないということでございます。

○熊谷コーディネーター 今の御説明をお聞きする限りでは、多分そうだろうとは思いますがすけれども、過去のこういう研究がどうだったかということの検証とか、将来にわたって考えていったときに、どこでここで得られた知見をオープンリソースにするのかということの検討が同時並行でないと、それは幾ら定性的な説明をされても、結果的に消費動向調査について新情報センターが受け続けるという形にもしなっていけば、そこには固有のノウハウの蓄積が図ら

れたのではないかという類推をしたくなってしまうので、そこは明確にルールを分けて、オープンにするならオープンにして、しっかり共有させる。

もし、それをオープンにすることによって、民間企業がこれより安い額で自前で消費動向調査をやった方が、いいデータを自前で得られるという可能性ももしかするとあるかもしれないではないですか。そういうことも含めてやるのが研究所としてある意義だと説明されれば理解するのですけれども、2～3年で交代される研究員の皆さんのところに研究の成果が乗って、それは先々の官僚としてやっていく中で政策立案に生かされるのですと幾ら説明されても、それは全く意味が違うことだと思うので、入札のあり方と研究所としての意義ということと、あわせてそれは是非御準備いただければ。

○杉原景気統計部長 御指摘のとおりだと思います。それは、今後の情報のあり方を検討してまいりたいと思います。

○熊谷コーディネーター 集計、まとめりましたか。官房長、よろしいですか。

○松元官房長 ちょっと。

○熊谷コーディネーター この時間でいかがでしょうか。よろしいですか。

一番最初の説明のときからずっと引っかかっているのですけれども、民間ではできないような調査、費用的に見ても、民間ではそれだけの資本投下をすることができないから、ここでやっているのだという御説明があったかと思うのですが、結果としてこういう形で委託が多い。その委託の資源をどこから持ってくるのだという話は置いておいて、やり方として、民間でこれだけ具体的なリサーチのところについて委託してやっているわけではないですか。

これをこの研究所でしかできない、安くできているのですという説明にはなかなかならないと思うのです。研究員さんの人件費とか、トータルで含めて国費で幾らかかっているということと、民間が同種の調査をやっていないということでしたけれども、さまざまやっている経済分析の中で、比較優位がここにあるということはもう少し客観的に説明いただかないとわからないような気がするのですけれども、単に安く済んでいるのですとか、民間ではできない調査なのだという説明では、なかなか足りないのではないかという気がするのですけれども、その辺りは多分御注意されていると思うのですけれども、いかがでしょう。

○市川総務部長 民間のシンクタンクでよくやられています経済見通しとか、例えば白書的なこと、こういったことは民間でもかなりやられていると思いますけれども、こちらの研究所では、あくまでもそういったものをつくる際の基礎的データと基礎的知見を得るということで、その点は差があると思います。

あと、経済見通しについては、確かに民間がやっているということもありますけれども、政府でつくっている、これはまた別の説明になると思います。

○熊谷コーディネーター では、集計を報告させていただきます。

経済社会活動の総合的研究について、大幅な改善を要するとされた方が3名、廃止すべきとされた方が2名でありました。

とりまとめを官房長にいただきます。

○松元官房長 いろいろな御議論をいただきましてありがとうございました。ただいまの質疑・評価を踏まえまして、経済社会活動の総合的研究に必要な経費につきまして、仮とりまとめといたしまして、この厳しい廃止すべきという意見があったということも踏まえまして、大幅な改善を要するというところでとりまとめさせていただければ。後ほど、いずれにしましても

政務官と御相談いたします。

その厳しい御指摘でございますが、シンクタンクとして位置付けられておりますが、しっかり機能しているのだろうか。また、公益法人が落札しているケースが多けれども、透明性がしっかりしているのだろうか。また、委託したものをしっかり生かしているかということについて、客観性があるのだろうか。あるいは、研究所があるから行われているという研究もあるのではないかと。更に、内閣府の研究所として総合的な視点が必要といった御指摘がございました。

政務官の方からは、政策課題と連動した研究テーマの選定方法と研究成果の活用方策をしっかりと見る必要があるのではないかという御指摘も事前にいただいております。共通した方向性かなという感じがいたします。位置付けを明確化して、しっかり大幅な改善をしていく必要があるという形で仮とりまとめをさせていただきまして、正式なとりまとめは、後ほど政務官と御確認・後相談させていただきまして御報告させていただきたいと存じます。

○熊谷コーディネーター　それでは、大幅な改善ということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

若干休憩をとらせていただきます。

●地域再生の推進のための施設整備に必要な経費

○熊谷コーディネーター　それでは、内閣府の公開プロセス、最後の事業になります。「地域再生の推進のための施設整備に必要な経費」ということで、御説明をお願いいたします。

○浦田参事官　それでは、内閣府地域活性化推進室でございます。地域再生の推進のための施設整備に必要な経費ということで、これは地域再生基盤強化交付金という交付金の経費でございます。

根拠法令としましては、地域再生法第 19 条にこの制度が位置付けられております。

事業の目的といたしましては、地域公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、あるいは地域における雇用機会の創出といった、地域の活力の再生を総合的・効果的に推進するための経済基盤の強化あるいは快適で魅力ある生活環境の整備を行うというものでございます。事業の内容としては、すべて公共事業というものでございます。

事業の概要につきましては、お手元の 27 ページをお開きいただきますと、制度全体の概要がわかるものがつけてございますので、これに沿って説明させていただきます。

まず、この交付金が位置付けられております地域再生制度でございますけれども、仕組みといたしましては、地方公共団体の方から地域再生に関する地域再生計画というものをを出していただいて、その地域再生計画にはいろいろな支援メニューがあるわけですが、このページの右側に主な支援措置メニューと書いてございます。この地域再生計画と連動している支援措置があるわけですが、地域再生計画の目的に沿ってメニューを選んでいただいて、地域再生計画に書き込んでいただく。それを国が認定するという仕組みになってございます。

主な支援措置メニューといたしまして、右側に書いてありますように、今回議題になっております基盤強化交付金を初め、利子補給の制度あるいは補助対象施設の転用の手続の一元化の特例、あと、これは内閣府の所管ではございませんけれども、各省で所管している地域再生と連動する施策が幾つかございます仕組みになってございます。

次の 28 ページ、地域再生基盤強化交付金の概要ということで、この交付金の中身としましては、一番下の骨子にございますように、省庁横断的にやる類似の施設を 1 つに束ねているというものでございます。

3 つタイプがございまして、道、これは市町村道、広域農道、林道が束ねられておるものでございます。国交省と農水省にまたがっているものでございます。

それから、汚水処理につきましては、公共下水道、集落排水施設、浄化槽といったことで、3 省庁にまたがっております。

港につきましては、地方港湾と第一種、第二種の漁港ということで、これは国交省、農水省にまたがっているということで、各省にまたがる類似の施設を一つの交付金の形にして、それで内閣府に一括の予算計上をして、執行は各省にお願いするという仕組みになってございます。

下に仕組みが書いてございます。分野ごとに一体的に取り組むということで、重複投資や効果発現時期が不一致にならないようにということを念頭に置いてできた制度でございます。今申しましたように、内閣府に予算を一括計上して、内閣府で全部受付等を行いますので、内閣府がワンストップの役目を果たして各省に移し替えをする。この予算の仕組みとしましては、地域再生計画はおおむね 5 年を期間として出していただきますので、言ってみれば 5 か年の計画

を出していただいて、それを認定して毎年度の予算を配分していく仕組みでございますので、その中で年度間の融通がきくようになっているということ。

それから、類似の施設を束ねているわけですが、他の施設への充当といいますのは、例えば道から林道に予算を振り替えるとか、あるいは公共下水道から浄化槽に振り替えるということが、1回それぞれの所管省庁に予算を戻して手続をやり直すということをしなくて、地方公共団体の中で予算の振り替えをしていただくことができるようになっているということでございます。

一番最後、30ページでございますけれども、この計画の認定から評価するところまでの流れをざっと書いてございます。

この地域再生計画でございますが、そこにありますように、計画の目標、その目標達成のための事業、計画期間、そして目標の達成状況に係る評価に対する事項ということを書き込んでいただくということになってございます。認定申請を私どもの方で受けるわけですが、これはその認定するときの基準というのは法律上、明記されておりまして、3つございます。地域再生基本方針に適合するという、それから地域再生の実現に相当程度寄与するという、それから事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるということ、この3つの認定基準がございます。

この認定基準に適合していれば、私どもの方で計画を認定するという仕組みになってございます。認定がなされますと、あとは毎年度、おおむね5年で期間を区切っておりますので、5年間、この事業を実施して、最終的には事後評価、この計画の目標の達成に係る評価に関する事項というものを書き込むことになっておりますが、その中に書いてあることに従っていただいて、それに基づいて計画の事後的な評価を各計画策定者、地方公共団体になりますが、それぞれしていただくということでございます。

私ども、それぞれの事後評価の結果を踏まえて、この地域再生法の附則で、この法律の施行後7年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとうたっております。各地域再生計画で評価された事後評価結果を私どもの方で全部とりまとめて、執行状況等、十分検討を加えて、この制度全体を見直していくという流れになってございます。

17ページに戻っていただきまして、実施状況としましては、21年度につきましては656件のこの交付金に関する地域再生計画がございました。道の関係が253件、汚水が356件、港が58件になってございます。

これに対する予算としましては、21年度で申しますと、予算額が1,446億でございます。執行額が1,140億円になってございます。

自己点検のところでございますけれども、この予算、先ほど來說明していますように、内閣府に一括計上されて、地方公共団体から提出された地域再生計画に基づいて、毎年内閣府がその事業計画に沿って予算を配分しているという格好になっているものでございます。内閣府では、その認定された計画の期間全体にわたって支援するということですので、地域の取組み状況や必要な予算額について把握しているということでございます。

見直しの余地ということですが、これは冒頭説明しましたように、制度の趣旨が地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みの支援ということでございます。そういう取組みにつながっているかということ。それから、PDCAサイクルを重視した制度運用がきちっとな

されているのかどうかということについて検討する必要があるということでございます。

それで、この交付金につきましては、先ほど説明しましたように、附則で7年以内に検討して、その結果に沿って必要な措置を講ずるとされていますので、本年度は6年目ということになりますので、この事業レビューでの御議論も踏まえて、今後のあり方を含め、検討が必要であるということでございます。

18 ページ以降、資金の流れがでございます。

道、汚水、港と3つありますので、それぞれごとに資金の流れをフロー図にしてございます。

道につきましては、内閣府から道の整備に使った予算ということで496億円余あるわけですが、国土交通省所管分と農水省所管分に分かれます。内閣府の方から国土交通省、農水省にそれぞれ237億円、259億円ということで移し替えを行います。国土交通省の方は、地方整備局を経由して地方公共団体に予算が行く。それから、農水省の方は、林道の方は林野庁、農道の分については地方農政局を経由して地方公共団体に行く。トータルとして41県、255市町村、496億円の、これは一番最初の額と同じですが、予算が執行されているということでございます。

21 ページには。

○熊谷コーディネーター　もうそろそろまとめていただけますか。

○浦田参事官　はい。21 ページは、汚水のものでございまして、今と同じようにそれぞれの所管省庁にお金が行っているという格好になってございます。

それから、24 ページが港の整備交付金でございますが、これも同じように国交省、農水省に予算が分かれていく構図になってございます。

とりあえず、説明は以上です。

○熊谷コーディネーター　それでは、官房長から論点をお示しいたします。

○松元官房長　それでは、事前に津村政務官の方から御指摘いただいておりますポイントを御説明させていただきます。

今の事務方の説明の中にもございましたが、まず基本的なポイントといたしまして、この事業の根拠となります地域再生法におきまして、法律施行後7年以内に施行状況について検討を加えて必要な措置を講ずるとされておりまして、今年が本法施行後6年目ということでございますので、現在、地域主権戦略会議で検討されております一括交付金化の議論の進展も踏まえつつ、今後のあり方について検討が必要と考えております。

また、制度の趣旨である地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みの支援につながっているか、またPDC Aサイクルを重視した制度運用がなされているかといった点についても御議論いただければと存じます。

以上でございます。

○熊谷コーディネーター　それでは、御議論をお願いいたします。山谷さん。

○山谷先生　PDC Aサイクルが非常に重要だということが入っておりますけれども、これを評価するときに、どのレベルで評価されているか、評価するつもりでいらっしゃるのか、伺いたいです。つまり、補助金・交付金を出して、それをきちんと規則どおり使った、あるいは不正流用はない。これではだめですね。その上のレベルで言うと、例えば港とか汚水処理とか、その個々の事業がB b y Cとか何かやって、事業評価で成果が出ている。これでもだめですね。これだと各府省が、例えば農水がやっていたり、国交省がやっている事業評価で終わりますか

ら。

だから、それではない評価は何かお考えですか。つまり、地域が自主的に取組んでいて、地域再生という目標を達成しているということを検証するメカニズムとしての評価を何かお考えかどうかを伺いたいです。

○浦田参事官　それは、先ほど説明しましたように、個々の計画において目標の達成状況に係る評価に関する事項というのは、それぞれ計画に書き込まれるという、もともと内在した仕組みになっています。まず、一番のきっかけとしては、地方公共団体の方でこの目標の達成状況に関する評価というものをやっていただく。それを私どもの方で全部集めるということをした上で、要するにここの事業の趣旨は、類似の事業が束ねられてきちっと成果が上がっているかということになりますので、例えば道でいうと、効果がきちっと計画どおりできて、ネットワークがうまく効果が発現できているか。

それぞれ効果の発現時期がきちっとそろうというところが一番大きいかと思うのですけれども、汚水でいいますと、経済的な、例えば下水道、浄化槽、役割分担がきちっとなされた計画で、最終的に効率的な整備がなされているかという点を、まずは地方公共団体で評価していただいたものを、我々の方で全部統合して最終的な評価をするという流れになるのかなと考えているところです。

○山谷先生　それでは、確認ですが、つまり地域再生なるものの目標をきちんと把握できる地方公共団体にお金を出す。そうではないところには出さないと考えてよろしいのですか。

○浦田参事官　この制度の仕組みとしては、今おっしゃられた観点でいいますと、先ほど認定基準が3つあると御説明しましたがけれども、地域再生の実現に相当程度寄与するものであるということを計画の段階でチェックしているということをもって、おっしゃられたことを我々としてはやっているということになります。

○山谷先生　わかりました。ありがとうございます。

○熊谷コーディネーター　小林さん。

○小林先生　今のところは非常に重要なところだと思いますけれども、ワンストップにする意味というのは2つあって、重複の排除というのが1つあると思います。その重複の排除、無駄を排除すると29ページにも書いてありますけれども、この無駄の排除については測定しているのでしょうか。測定するとしたら、どのくらいこれで効果的に無駄が排除できたと言えるのかということ。

今の地域再生に役立っているということについて、先ほど御説明があったとおり、目標の達成状況に係る評価というのを地公体がやるのだということなのですけれども、その把握の仕方はどのように評価しているのか、もう一回お伺いしたいと思います。

○浦田参事官　1点目につきましては、事例的にいいますと、汚水処理施設、人口密度の薄いところで下水道をやると非常に非効率なので、そういうところはできるだけ浄化槽で対応していくということで、一番最初に全体の役割分担をした計画をつくっていただくことになるわけですが、最初からものやや非効率な計画が仮にあったとして、それを修正する。

○小林先生　質問の意味は、国民目線からすると、この事業をワンストップにしたことによって、どのくらい効率的になったのか、無駄が排除されたのかということはトータルで知りたいと思うのです。だから、個別の案件でここのところが重複排除されましたということではなくて、そういう積み上げというのをやっている。そうすると、すごく説明能力がデータに出てく

ると思うのです。そういうことを説明していかないと、本当にこれで、ただ1つのルートにただけで、評価はするとしても、あとは全部地方公共団体に流れてしまっているという説明では足りない。

○浦田参事官 我々としては、数字として把握できるものについては、できるだけ把握しようということでやりたいと思っているのですが、今ちょっと言いかけたのは、もともと比較する対象が仮に例えば過大な計画があつて、修正されて適切な計画になったという比較が可能な状況のケースとそうでないケースがあるものですから、そうでないケースの場合は数字がきちっと把握できるかどうかというのはあるのではないかという趣旨なのです。

○小林先生 地域再生のところの効果はどうか。

○浦田参事官 地域再生の効果については、もともと制度の趣旨が目標設定といえますか、どういうテーマでこの計画をつくるかというのは、地域再生自体が非常に包括的な概念だと思いますので、非常に自由度が高い形になりますので、プロトタイプ的に割り切った整理というのはなかなか難しいという側面があります。この交付金でいえば、定量的に把握できるところはできるだけ定量的に最終的に把握するようなことを努力したいということですが、完全にすき間なく、全部定量的に把握できるかどうかと言われると、なかなか自信がないということです。

○熊谷コーディネーター 井上さん。

○井上先生 今の小林先生の関連質問です。

本日、レビューということなのですが、スキームからして、少なくとも各省庁が今までやっていたと。それを一元的にするために内閣府が入りました。少なくとも、ここでワンストップ増えているわけです。それはいろいろなコストがかかっていると。それに対して、目に見える、これだけ削減できましたというものが無いと比較しようがない。要は、レビューしようがないのですということが多分小林先生がおっしゃられて、私も同じ質問をしようと思っていて、要はどっちのスキームの方が、昔に戻した方がもしかしたら、コスト的には多少無駄は出ても、トータルで比べてみたら昔の方がよかったとか。

今回、これだけやってみると、これだけの削減効果が出たので、やはりこれをやるということ、まさに法律のスタート段階から7年目で見直しをするという、その意味は私はそういうところにあるのではないかと思います。

ですから、最初の段階からどういう評価基準を持って、この法律の必要な措置と書いてある、措置を判定しようか。それは、ある程度数字的なものでないと、主観的なものが無いとわかりづらいので、今日のレビューはまさにそこら辺をお聞きしないと、どういうレビューをしたらいいのかわからないという状況に陥ってしまうので、もし数字があれば教えていただければと思います。

○浦田参事官 率直にいいまして、数字は今持ち合わせていないということでございます。

○熊谷コーディネーター これは本当にワンストップになっているのですか。

○浦田参事官 まず、計画を提出していただくところの部分でいいまして、内閣府に一元的に計画を出していただく。それで、計画自体は各省の事業が当然入っていますので、内閣府の方から各省に協議して、これでいいですねというのをやって、そこまで終わると認定ということになるわけですが、そこまでは内閣府の方で、地方公共団体のお手を煩わさないで協議して終えるということをやっているということで、計画段階でワンストップ。

それから、毎年、5年間の計画に沿って事業の要望を出していただくわけですが、その要望を受け付けるのも内閣府の方で一元的に受けさせていただいて、各省にそれぞれの計画のこの事業について、これだけの要望がありますよというのを内閣府を経由してお知らせする形をとっていますので。

○熊谷コーディネーター　　そうなのですけれども、予算は各省から地方公共団体に行くわけではないですか。その中での手続ということがどうなのかというのが1つ。

それから、個別に例えば道路整備するとなったら、その道路の整備に関して、地方整備局とか国交省との間でやりとりをする必要が全くないのか、あるのか。あるとしたら、それは通常の道路整備と比べてどのぐらい簡略化されるのか、されないのか。そこまで御説明いただかないと、入り口は一本化していますといっても、外へ出るときに一緒だったら何の意味もないですね。

○浦田参事官　　今のところまではワンストップです。先ほどから御説明していますように、移し替えした後は、それぞれの省庁から事業ごとに内示が行くこととなりますので、そこはワンストップにはなっていない格好です。

内示の後、交付申請をそれぞれ出していただく形になるわけですが、交付申請については、どこか1つの役所にワンストップで受けもらって、各省に交付申請をそれぞれに持っていかなくてもいいよというワンストップ化は、仕組みとしては備えているということでございます。勿論、技術的ないろいろな。

○熊谷コーディネーター　　だから、仕組みとしてはそうなのだけれども、実態どうですかと聞いているのです。

○浦田参事官　　実態は、それぞれの自治体によって交付申請段階のワンストップ化をまさに使われているところもありますし、ばらばらにそれぞれの省庁に交付申請されているところもあります。それは自由に選んでくださいという仕組みなので、どちらかを選んでいただくということ。

○熊谷コーディネーター　　どのくらいの比率ですか。

○浦田参事官　　ワンストップを使っている方が少ないです。

○熊谷コーディネーター　　どのくらい。

○浦田参事官　　ワンストップを使っているのは、ほとんどないに近いと思います。

○熊谷コーディネーター　　その話をしないと、仕組みとしては一本化ですと言いながら、どんどん聞かないと本当の姿が見えてこないこと自体が問題なのです。なぜそれを最初から説明されないのですか。

ごめんなさい、上山さん。

○上山先生　　同じような話になると思うのですが、結局窓口は一本に見えても、やっていることは同じようにやっていて、しかも内閣府が入っていることで屋上屋を重ねて、更に地域再生計画までつくらなければいけない。逆にコストがかかっているのではないかと思うのですが、要はコストがかかっているのを前提として、それを補うメリットというものがどれだけあるかというのが逆側の議論であると思うのです。

通常の前算に比べると、類似機能の施設間あるいは年度間の融通がきくということなのですが、これ以外には何かメリットがありますか。それと、各年度間あるいは施設間の融通というのは、実際のところはどれほど使われているのでしょうか。

○浦田参事官 自由度が高いという意味でいいますと、今、御指摘された点に尽きるかと思えます。

融通のところでございますけれども、年度間の融通をやっているのは、毎年 300 件を超えるぐらいの数の交付金で行われております。それから、施設間の融通を使っているケースは、毎年 10 件弱ぐらいの数になります。

○熊谷コーディネーター 額としては。

○浦田参事官 施設間融通の額は、例えば 20 年度でいきますと 600 万円、19 年度で見ますと 2,200 万円というオーダーでございます。それから、年度間の融通を使っている額でいいますと、5 年間で自由に融通するという格好になるので、年度でとらえるのは非常に難しいのですけれども、使われている額のオーダーでいきますと、例えば 21 年度は全体で 60 億円弱ぐらいの幅で年度間の融通がなされている状態になっています。

○上山先生 続けていいですか。済みません。予算額が 21 年度、1,440 億円。そのうちで年度間の融通が 60 億円程度で、施設間は 600 万円でしたか。使われている量としては極めて少ないと思うのですが、自治体の人たちというのは、このシステムをどのように考えられているか、フィードバックは受けられていますか。

○浦田参事官 まず、施設間の融通、年度間の融通というのは、地方公共団体の側からすると、自由自在にできる範囲でできるのですけれども、やみくもにこれを使おうということでは必ずしもなくて、ちゃんとそれぞれの年度の事業計画を地方公共団体でお持ちですので、基本的には配られた予算に沿ってきちんと執行していくというのが基本にあった上で、年度間融通、施設間融通というやり方も補助的にといたしますか、そういうふうに使われていると我々は理解しておりますので、これができることによって、事務手続が簡略化されるという点については評価いただいていますけれども、やみくもにこれを使おうということでは必ずしもないだろうと思っています。

○上山先生 先ほど話がありましたけれども、通常の手続に加えて、内閣府が入って地域再生計画の作成までして、要は自治体にとっては手間がかかっているのですが、今、評価されているという御意見、承りましたけれども、どのぐらいの自治体に対してヒアリングして、どの程度の評価をいただいているのでしょうか。

もう少し別の聞き方をしますと、最近では年限が少なくなってきたので、当然申請件数は減っているのだと思いますけれども、開始当初から申請件数の推移というのはどのような感じになっているのですか。

○浦田参事官 まず、17 年度に制度ができているわけですが、一番最初の年で 465 件の交付金に関する地域再生計画が認定されております。あとは、18 年度は 142 件、19 年度が 48 件、20 年度が 29 件、21 年度が 24 件、22 年度は、この 17 年度を初年度とした計画が一通り全部終わっているということがありますので、今年度は 188 件ということで数が相当増えております。

○上山先生 当初の 465 件からすると随分減っているということは、やはり使い勝手が必ずしもよくないという証拠ではないですか。使い勝手のいいものであれば、もっと当初よりも申請件数が増えていってしかるべきだと思いますので、それが減ってしまっているというのは、少なくとも半分以下ですね。半分以上の自治体からは評価されていないという数字なのではないでしょうか。

- 浦田参事官　そこは必ずしもそういうことではなくて、御指摘の点もあるかもしれませんが、でも、まず5年間で計画が終わって、その続きをやるということで新しく計画が出てきているということではなくて、また全く別の計画として計画が出てきているということですから、この最初の465件というのは、この5年で終わったという理解かと思います。
- 上山先生　続けてというだけの話ではなくて、当然いいものであれば、よその自治体やっけていいものだよという話であれば、他の自治体もそれに習って増えていくというものだと思いますけれども、新しいものについても増えてこないというのは、システムとして必ずしも使い勝手がよくなっていないということなのではないかと思います。
- 浦田参事官　その点については、1番目の質問で使い勝手のよさのところの解析をちゃんとやっているのかということでしたけれども、アンケート調査を実は何度かやっているわけですが、個別の仕組みのところを取り出してまでアンケート調査を今まではやっていない。ですから、全体で何件の公共団体でどう評価されているかということまで把握していないこととございます。ということですので、御指摘のように、そういう点はきっちり細かく、それぞれの仕組みの有用度、その他は調べた上で解析する必要があると思いますので、それはちゃんとやらせていただきたいと思います。
- 上山先生　7年以内に検討し直すということで、多分実際のベネフィットを受ける自治体の意見を聞かずに見直しもできないと思うので、そこはきちんとやっていただければと思います。
- 熊谷コーディネーター　小林さん。
- 小林先生　今の関連でちょっと、私、資料を今持っていないのであれなのですけれども、その満足しているといいますか、使えたかどうかというところで、間違っていたら教えてください。肯定的な評価が50%ちょっと超えたところで、否定的な評価が40%だったような記憶があるので、間違っていますか。
- 浦田参事官　それは、実は個別の施策ごとのアンケートをしたのではなくて、この地域再生制度全体の有用度という聞き方になっているので、聞き方自体の細かさが足りないという面は勿論あるのですけれども、今の点でいいますと、大いに役立っている、少し役立っているということで50%ぐらい。それから、どちらとも言えないというのが40%、余り役立っていない、役立っていないというのが1.3%と1.2%。ただ、非常に漠とした聞き方ではありますので、これから全体の評価をするに当たっては、政策をきちっと一つひとつ取り出した評価、アンケートというものをしないといけないと思っております。
- 小林先生　私は、その資料を拝見して、非常にびっくりしたというか、がっかりしたという感じなのです。だから、政策効果というか、施策の効果ということの見通しが非常に甘いのではないかと。先ほど来指摘されているとおり、制度の設計として、これは目的を達成するようなスキームになっていないのではないかと思います。
- 井上先生　よろしいですか。
- 熊谷コーディネーター　はい。
- 井上先生　使い勝手ということで質問なのですが、具体的に融通の話をちょっと確認したいのですが、18ページの道の整備交付金の流れという図で、一番下のFの地方公共団体と書かれている枠の中に、市町村道763か所、広域農道67か所、林道471か所とありますが、例えば市町村道と広域農道、林道、それぞれ融通はできるものなのですか。
- 浦田参事官　この融通自体は、要するに地方公共団体を超えて融通という形はできませんの

で、同じ地方公共団体の中で、例えば市町村道と林道をやっているというケースにおいて、融通というのはできるということでございます。

○井上先生 同じ市町村の中であればできるのですか。

○浦田参事官 はい。

○井上先生 それは、書いてきたアンケートで、その中で使い勝手がいいとか悪いとかいう声は挙がっていないですか。

○浦田参事官 大変申しわけない。先ほど申しましたように、一つひとつの仕組みを取り出して使い勝手のよさ悪さをくまなくアンケート調査をしたケースが今までにないものですから、全地方公共団体の意見をくまなく聞いたというケースはないのですけれども、使われているところは必要に迫られてそういうものを使われたということなのかなと思います。

○井上先生 それとは別の角度なのですけれども、この事業をスタートするに当たって、具体的にこの道で言うと、例えば今まで融通できなかった道同士がこれぐらい融通できるだろうという目標があって、それに対してどのぐらい達成度があったとか、そういう物の見方というか、数字のとり方というのはされているのでしょうか。

○浦田参事官 そういう整理の仕方はしていません。

○井上先生 それは、どういう理由で整理されなかったのでしょうか。

○浦田参事官 どういう理由でというか、そういう観点が今まで我々の中で欠けていたということになるかと思います。

○井上先生 またもとの質問に戻ります。私、詳しくないので、この道整備交付金が最終的に一番下まで流れて行って、市町村道、広域農道、林道がそれぞれ今までつくられていたというか、ばらばらの縦割りできていました。それを一元的な窓口、申請から含めて使い勝手をよくしようと思ってこういうふうにしています。そうしたときに、指標として、ここの融通がどの程度行われるかというのは、あるのが普通だと思うのですけれども、そういう指標をとらなかった、特に理由はないのですか。

○浦田参事官 融通の量というか、それを指標にしてということですか。

○井上先生 要は、道をこういうふうにとまとめて、各省庁、縦割りのものを一元化して、勿論申請がやりやすいのもあると思いますけれども、過去はこういう道同士の融通が多分できなかったのも、先ほどの資料の中にもありましたけれども、そういうものができますよという最初の設計思想だったと思いますが、一つの設計思想に対して、こういう指標があって、それに対して実績はどうだという見方に、どうしても私はそういう形で頭の中でとらえているのですけれども、それに対していかが整理されているのかというのが質問なのです。

○浦田参事官 大変申しわけないですけれども、そういう視点でデータを整理するという視点が確かに欠けていたと思いますので、そこは全体を評価する段階ではきちっとそういう整理をしたいと思います。

○熊谷コーディネーター そろそろシートをお願いできたらと思います。山谷さん。

○山谷先生 1点だけ質問ですが、地方公共団体が創意工夫して自主的に取組んでいるいろいろやる。しかし、中身は林道とか水の処理だったりですね。そのところでちょっとお聞きしたいのですけれども、林道を整備するとか道路を整備するとか、必ず農水でも国交省でも規格みたいなものがありますね。道路の規格とか、あるいは下水の処理でも、こういうやり方でやりなさい、こういう方法がありますよと、農業集落排水事業であれば、農水省関連の公益法人が持

っているやり方があるって、お勧めがあるのです。農水省はそういうふうにやってくださいというアドバイスみたいなものが出てくるのですが、ここら辺はかなり柔軟にやることはできるのでしょうか。

つまり、農水省のお勧めの規格でないものでやるとか、国交省がこんなやり方、こういう規格でやるのですが、どうですかというものではないものを都道府県とか市町村は勝手に選択してやることができるのでしょうか。

○浦田参事官 結論からいいますと、それはこの事業の中ではできない。

○山谷先生 できない。わかりました。ありがとうございます。

○熊谷コーディネーター 今のところ、先ほど来の話もそうなのですが、まさに肝で、地方の独自の自立した施策に応じてというところは、言葉は踊るのですが、実際は各省のそれぞれの基準とか手順にのっとらないと、現場ではその作業は進んでいない状況にあるということだと思いますね。

○浦田参事官 そうです。

○熊谷コーディネーター これは3つに分かれているのですけれども、道と污水と港湾と、3つ一緒にしようという発想はなかったのですか。

○浦田参事官 実は17年に制度ができる前に地域再生に関するいろいろな提案を出していただくというのをやっけていて、その中でいろいろなタイプの、こういう交付金をつくらうという提案がございました。それで、勿論それぞれの省庁の中で、それに対応できるものはそれぞれの省庁で対応していただくということですが、横断的になっているものについては、内閣府で受けるしかないということの内閣府で受けて、道、類似のものを、時間軸をきちっとそろえて、ネットワークを省庁の壁を越えてきちっとつくるということをしようということできたという経緯があって、その時点では、更にそれを全部1つにするという話はなかったと思いますけれども、今後はどういう検討がなされるかわかりませんが、議論としてはあるのかなと思います。

○熊谷コーディネーター 河川が入っていないのは何か理由があるのですか。

○浦田参事官 河川は、要するに農業関係の。

○佐々木参事官補佐 河川につきましては、当初は農業用排水路とかと合併するという検討もされていたようですが、それぞれの目的が違うということで、検討過程の間で。

○熊谷コーディネーター それぞれ目的が違うところを、地方自治体が一体的に整備する必要があることをやるための交付金でしょう。

○佐々木参事官補佐 ただ、それは制度当初の話なので。

○熊谷コーディネーター 現場の話でいくと、例えば浄化槽の整備、公共下水の整備と道路というのは密接に絡むのですよ。というか、道路をやらないと手をつけられないのですよ。これは、河川の方の整備とも絡んできて、集中排水しているところをどう処理するか、浄化槽を持っていくのか、公共下水にするのかも含めて河川整備と一体的にやっている事例は、予算を切り分けてやっているのではなくて、たくさんあるのですよ。それは、それぞれのメニューを組み合わせて、自治体の中では工夫してやるのですよ。そういう工夫をするところを、この交付金を使えば1本でできるからやりやすいという、そもそもの発想・思想だったのではないのですか。

と考えたら、普通は道路と污水处理と河川と港湾は一体ですよ。港湾整備するのに道路のな

い港湾をつくったって意味ないでしょう。道路の改修が絡まない浄化槽の設置や公共下水の設置が、普通はあり得るはずはないでしょう。だとしたら、これは普通一緒にするという発想だったのではないですか。本当にそれを言うなら、地方自治体の自立したところを強調されるのだとしたら、そもそもこの3つは一緒であるべき話だし、なぜここに河川が入らないのかという話が出てくるし、そういうところの検討なく、とりあえず一緒にできるものを一緒にやって、話を聞いていったら、結局は予算の出し手としての最初の内閣府のところは1本だけれども、後になったら全部縦割りのまま。手続もワンストップだと内閣府の方ではそういう準備をしていますと言うけれども、実際に使われているのは個別、それぞれの旧来のままという実態があらわしているのではないですか。

本来、この交付金が目指したところと、全く違うところに行っているのではないですかというのは、自治体の方からすると、どの補助メニュー、どの交付金メニューが一番自分たちにとって便がいいかを考えてとりに来るとい世界に今なっているのですよ。どれが一番有利か、持ち出しが少ないか、融通がきくか、後々それで継続的にもらえるか。その中ではかつていったときに、このそもそも最初にあった一括交付金化みたいな手法ということが、本来目指したところと実際やっていることの中身に物すごい乖離があるのではないですか。それは、恐らくやっていらっしゃる皆さんが一番よく御承知なのではないですか。

自治体の現場で仕事をしている1人とする、そういう話は枚挙にいとまがないのですよ。それは、各省の方も努力して、いろいろな今までの出し方を変えてやったり、付随する事業については一括的にやるようなことをメニューとして組んでとか、予算的にはしっかりサポートするというのもやっているのですよ。そういう各省のやっているメニューとは違うよさというのがここに出てこない、結局執行率も低いままだし、件数は減っていくだろうし、名目と実質が合わない状況がこのまま続くのではないかと思うのです。6年たって7年目に見直しですけれども、見直し云々の世界の話では、この状況は多分ないと思います。

官房長、よろしいですか。皆さんよろしいですか。

それでは、集計を報告します。

この地域再生の推進のための施設整備に必要な経費について、大幅な改善を要するとされた方が2名、廃止すべきとされた方が3名でありました。

最終的なとりまとめを官房長からお願いいたします。

○松元官房長 大変厳しい御指摘をいただきましたが、いろいろな御議論、ありがとうございました。

ただいまの質疑・評価を踏まえまして、仮とりまとめといたしましては、廃止も含めて抜本的な見直しをするということにさせていただければと存じます。

御指摘といたしましては、施設間の融通金額が少な過ぎるのではないかと。あるいは窓口は一本化されているものの、手続はむしろ屋上屋を重ねている。再度、一から制度設計を見直す必要がある。あるいは、事業目的をしっかりと測定しなければ、事業の存在意義が検証されない。また、地域公共団体にきちんとした自己評価をしてもらって、内閣府でその評価のよしあしを判断するといった仕組みが必要なのではないかと。また、他の交付金・補助金メニューと統合した上で、真に地方公共団体にとって使い勝手がよく、地域づくりに資するものに変えていくべきである。本当の意味での一括交付金化が必要だといった御指摘をいただいております。

そういった御指摘を踏まえまして、今後のあり方につきましては、一括交付金化など、地域

主権改革の推進の議論の進展とあわせて検討する必要があるといった形かと存じますが、いずれにしましても、後ほど政務官と御相談いたしまして最終的なものにさせていただきたいと存じます。

○熊谷コーディネーター　それでは、廃止も含めた抜本的な見直しというとりまとめで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○松元官房長　ありがとうございました。それでは、内閣府本府行政事業レビュー「公開プロセス」をこれで終了させていただきます。

熊谷先生、有識者の皆様方、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。